令和８年

第２回忠岡町議会定例会会議録

開会　令和８年６月　９日

閉会　令和８年６月２５日

忠　岡　町　議　会

令和８年　第２回忠岡町議会定例会会議録（第１日）

令和８年６月９日午前１０時、第２回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

１．出席議員は、次のとおりであります。

１番　河瀬　成利議員	３番　北村　　孝議員	４番　小島みゆき議員
５番　河野　隆子議員	６番　高迫　照子議員	７番　森野　良一議員
８番　田辺　みき議員	９番　前川　和也議員	10番　尾﨑　孝子議員
11番　二家本英生議員		

１．欠席議員は、次のとおりであります。

なし

１．地方自治法第１２１条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町　　長	是枝　綾子	教 育 長	大塚　　孝
町長公室長	立花　武彦	町長公室次長兼総務課長	中定　昭博
産業住民部長	新城　正俊	産業住民部次長兼住民人権課長	谷野　彰俊
産業住民部次長兼生活環境課長	小倉由紀夫	健康福祉部長	二重　幸生
健康福祉部次長兼保険課長	大谷　貴利	教育部長	柏原　憲一
消 防 長	岸田　健二	教育部理事兼学校教育課長	大西　裕貴
消防次長兼予防課長	下川　浩幸		

（各課課長同席）

１．本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南　　智樹
係　　長	酒井　宇紀
主　　事	兼田　雄飛

（会議の顛末）

議長（前川　和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前川　和也議長）

ただいまより、令和８年第２回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（前川　和也議長）

これより会議を開きます。

（「午前１０時００分」開会）

議長（前川　和也議長）

まず、本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（南　智樹事務局長）

議長。

議長（前川　和也議長）

南局長。

議会事務局（南　智樹事務局長）

令和８年第２回忠岡町議会定例会議事日程（１日目）について、ご報告申し上げます。

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　諸般の報告

日程第４　　一般質問

以上のとおりでございます。

議長（前川　和也議長）

第２回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長（是枝　綾子町長）

議長。

議長（前川　和也議長）

是枝町長。

町長（是枝　綾子町長）

皆さん、おはようございます。ご案内のように、令和８年第２回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとご多忙のところご出席を賜り、

誠にありがとうございます。

さて、先日、厚生労働省が日本の人口動態統計を公表いたしましたが、昨年、国内で生まれた子どもの数は６７万１，２３６人で、統計がある１８９９年以降の最少を１０年連続で更新をし、合計特殊出生率も１．１４と過去最低でありました。

政府は、こども未来戦略による重点的な少子化対策を進めておりますが、国立社会保障人口問題研究所（社人研）の将来推計よりも１５年ほど早く少子化が進んでいるようであります。

本町の人口も、今年４月末時点で１万５，９８０人となり、１万６，０００人を切りました。本町の５歳ごとの人口構成の比率では、女性では２５歳から４４歳、男性では３５歳から４４歳のこの層が大阪府の平均よりも低くなっているという状況であります。今後、少子・高齢化が一層進む見込みでありますので、高齢者施策の充実に加え、若年層、子育て世帯の定着、流入促進が必要であり、生活インフラの整備や駅周辺のにぎわいの創出などの定住促進施策などが求められているほか、住宅や保育環境、教育の質の向上、雇用安定といった子育て支援策のさらなる拡充が必要となっておりますので、今後、議会の議員の皆様、また住民の皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っております。

本定例会には、忠岡町職員定数条例の一部改正や一般会計補正予算などの議案を上程させていただきます。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

議長（前川　和也議長）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定によりまして、５番・河野隆子議員、６番・高迫照子議員を指名いたします。

議長（前川　和也議長）

日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より６月２５日までの１７日間といたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は、６月２５日までの１７日間と決定いたしました。

議長（前川　和也議長）
　日程第３　諸般の報告を行います。
　監査委員、小島みゆき議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。
監査委員（小島　みゆき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　小島議員。
監査委員（小島　みゆき議員）
　おはようございます。例月出納検査についてご報告いたします。
　ここに報告申し上げますのは、令和８年４月２７日及び５月２７日に行いました内容で、帳簿等は令和８年３月３１日及び４月３０日現在であります。
　検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点で的確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。なお、検査時における各会計別等現金高数値については、既に配布いたしました数値表のとおりでございます。
　以上、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告いたします。
　監査委員、小島みゆき。
議長（前川　和也議長）
　これで諸般の報告を終わります。

議長（前川　和也議長）
　日程第４　一般質問を行います。
　通告の順序に従い、発言を許します。
　まず初めに、尾﨑孝子議員の発言を許します。
１０番（尾﨑　孝子議員）
　はい、議長。
議長（前川　和也議長）
　尾﨑議員。
１０番（尾﨑　孝子議員）
　議長より発言の許可を頂きました大阪維新の会・呈祥会、尾﨑孝子です。トップバッターで大変緊張しておりますが、一般質問を始めさせていただきます。一般質問の通告書から順番に聞いてまいります。
　まず、３月議会にて、庁舎敷地ＡＴＭコーナーの跡地、森のようなアメニティ広場、池

の跡、また駐輪場跡地などの外回りの有効活用について、一般質問を行いました。今回は庁舎の中についてお聞きしたいと思っております。

通告書の内容になります。近年、多くの自治体で庁舎のにぎわい創出や住民が集まる開かれた空間づくりが目指されておりまして、本町ではまだ実施されておりません。地域経済、地産地消の推進、来庁者、職員の利便性向上にもなり得る庁舎内の空間の利活用、ぜひ行ってほしいと考えております。

近郊の貝塚市役所では、６階で業者がお弁当の販売をしております。泉佐野市では市内の農家の方が野菜を販売されています。私も泉佐野市役所で野菜を、高いときですね、購入してしまいました。昼休みに安く売っていたので、物価が上がっていたときにお安く野菜があったので、ついつい買ってしまいました。おいしかったです。昼休みに、昼食やパンの販売、イヌナキングッズも庁舎内で販売されているそうです。阪南市は、地下の食堂跡でお弁当のサンドイッチも販売しております。庁舎内に販売所があるという理由は、昼休みの職員さんの福利厚生と地域経済の推進になるということです。

そして、他市のこの事例をちょっと聞いていただき、どう思われますでしょうか。本町でも取り入れるべきではないでしょうか。庁舎の中の空間の利活用に向けて、町のお考えをお願いいたします。

町長公室（中定　昭博次長兼総務課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

中定町長公室次長。

町長公室（中定　昭博次長兼総務課長）

市町村の庁舎の設置目的は、行政事務を執行し、住民の皆様に行政サービスを提供する拠点としての役割を果たすことにございます。

ご質問の庁舎の本来の目的以外での使用につきましては、公共の財産である行政財産の適正な管理という観点から、原則としてその使用は制限されているものでありますが、行政目的や庁舎管理に支障がないことや、公共性、公益性があることなど、一定の要件を満たす場合に限り、例外的に目的外使用を認める取扱いとなっております。

１０番（尾﨑　孝子議員）

はい。

議長（前川　和也議長）

尾﨑議員。

１０番（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございます。ぜひ目的外利用ということで認めていっていただきたいと思っております。

そこで、１つ提案がありまして、社会的意義の創出として工賃向上が課題となっている

障がい者就労継続支援事業、Ａ型とかＢ型とかがあると思うんですが、が作るパンや焼き菓子の販売の場を庁舎内で提供するというのはいかがでしょうか。障がい者の自立支援に直結いたします。また、福祉の可視化、目で見て分かるということで、庁舎という公共空間で販売を行うということで、住民の福祉への理解を深める啓発の役割も担えます。障がい者の経済的自立と工賃アップを目標として、安定した販路の確保による所得向上を目指すことができます。大阪市役所や吹田市では販売店がございます。本町での実施はいかがでしょうか、お願いいたします。

町長公室（中定　昭博次長兼総務課長）

　議長。

議長（前川　和也議長）

　中定次長。

町長公室（中定　昭博次長兼総務課長）

　ご提案のとおり、障がい者の自立支援のため、販売の場を設けることに庁舎の空きスペースを利活用するというのは、先ほどの答弁でも申し上げました目的外使用の要件としては十分に考えられるケースになると考えております。

　いずれにしましても、目的外使用ではあるが、庁舎使用できるケースなど先行的な事例を研究し、検討を進めてまいります。

１０番（尾﨑　孝子議員）

　議長。

議長（前川　和也議長）

　尾﨑議員。

１０番（尾﨑　孝子議員）

　ありがとうございます。障がい者の工賃向上のために、また、地域の経済の推進、にぎわいづくりにもなりますので、ぜひ先行的事例を検討してもらって、来庁者、職員の利便性向上にもなります。福利厚生にもなると思います。まちも活性化すると思いますので、ぜひ前向きに検討を進めていただけたらと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

　では、次の質問に移ります。次の質問が住宅耐震化についてでございます。

　住宅の耐震化は、今後起こり得る南海トラフ地震等の巨大地震や災害における命と財産を守るという最大の目的があります。安全性の向上と被害の軽減になります。過去には災害時の住宅の倒壊が直接的な人的被害や避難生活の長期化、火災の延焼拡大を招きました。

　令和６年１月１日の能登半島地震の１時間半後には、輪島市では大規模火災が発生しました。街区内側の古い住宅が倒壊して路地を塞ぎ、進入できず、放水が届きませんでした。道路に建物が倒れないことで消防力を活用でき、多くの人が生き残ることで初期消火の確率を高め、火災発生の確率を大きく下げることができます。

倒壊の危険性があるという住宅と言われるのは、旧耐震基準、１９８１年（昭和５６年）５月以前の４５年前の木造住宅などであります。この住宅の耐震化が災害対策の極めて重要な柱となります。

現在の設計基準に即した耐震性能がある住宅の比率を耐震化率と言って、国や自治体は耐震化率を１００％に近づけましょうって、目標にしております。本町でも２０１８年、こちらにも通告書のほうにも書いてるんですが、令和元年より忠岡町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを進めております。診断のちょっと実績を見させていただきましたところ、過去でも多くて７件、昨年度は２件でした。低迷しているように見受けられました。

そこで、なぜ実績が低いのか、その理由と、実績を上げるための住民への周知、利用促進についてと、本町での耐震化率の数値はどの程度のものか、お聞かせください。お願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

ご質問いただきました住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、大阪府が定めた「新住宅建築物耐震１０カ年戦略・大阪」に基づき、忠岡町が策定した住宅耐震化緊急促進アクションプログラムとなっております。

本計画は、耐震化の目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般住民への周知、普及啓発などの充実を図ることが重要であることから、毎年度住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握、評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的として定め、事業の進捗管理を行っており、令和１７年までに耐震化をおおむね完了することを目的に施策を行っております。

本町の耐震化率につきましては、耐震改修促進計画の平成２７年１０月時点で、木造戸建て及び共同住宅など７９％の耐震性が見込まれました。

また、議員ご指摘の実績低迷につきましては、毎年度の実績に応じた国庫補助金の交付額が配分されるものであり、ここ数年、数値が横ばいとなっておることから、住まいの耐震化率の向上を図るため、町内の非耐震化木造住宅を対象に啓発チラシの配布を行い、住民への周知に努め、住民向けの啓発の場といたしましては、耐震個別説明会を毎年開催しております。

以上でございます。

１０番（尾﨑　孝子議員）。

議長。
議長（前川　和也議長）
尾﨑議員。
１０番（尾﨑　孝子議員）
ありがとうございます。教えていただいてありがとうございます。平成２７年の耐震化率ですよね、それは２０１５年でありまして、１１年前の耐震化率が７９％ということです。それから、そのアクションプログラムが続くのが令和１７年度まで、耐震化がおおむね完了するということは１００％に近づける目標があるかと思うんですが、あと９年しか残っておりません。目標に向けて耐震化率を上げる対策は何かしておられますか。
それから、実績の低迷は、前年の実績を見て国庫補助金の交付額が配分され、減らされたそうです。国は実績で判断してるということです。もっと実績を上げるべきです。個別説明会の開催やチラシを配布してみて、住民さんへの周知の効果はありましたか。教えてください。お願いいたします。
産業住民部（新城　正俊部長）
議長。
議長（前川　和也議長）
新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
大規模災害、また耐震化率の向上に併せ、空き家につきましても耐震性がないままとなっている住宅も存在するため、昨年度から新たに空き家個別無料相談会を開催し、耐震性のない空き家に対し、除却など相談の場を設けております。さらに、今年度から新たに官民連携事業といたしまして、耐震、空き家に関する住民向け啓発パンフレットの配布を行う予定でございます。
それらの効果もあり、今年度の実績につきましては、現段階において予算額以上の申請要望が来ております。
以上でございます。
１０番（尾﨑　孝子議員）
はい。
議長（前川　和也議長）
尾﨑議員。
１０番（尾﨑　孝子議員）
ありがとうございます。空き家対策をしているということがちょっと分かりました。確かに空き家が除却できれば耐震化率向上になります。そして、既に申請要望が来ているのに、今待っていただいてる状態です。予算が足りず耐震工事が限られるなら、命を最優先に守るべきだと思うので、短期間でできる町営住宅にも設置されている全壊時、全部壊れ

てしまうときの圧迫死を防ぐ耐震シェルターの導入への補助制度とかはいかがでしょうか。防災の実績を大きく伸ばせないでしょうか、考察をお願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

ただいま議員ご提案いただきました耐震シェルターの補助制度につきましては、現在、本町の耐震改修補助金のメニューに含まれており、補助金の対象でございまして、実績を上げるために有効なものでございます。また、耐震化率の向上に直接つながるものではないのですが、住宅の一部にシェルターを設置することで、地震で建物が倒壊しても安全に避難できる空間をつくることができます。

毎年、実績に応じて予算が増減いたしますが、限られた予算の中で目標に沿った耐震化を進めるため、住民に対しては周知を継続し、また引き続き国に対しても補助金の増額要望を実施してまいります。

以上でございます。

１０番（尾﨑　孝子議員）

はい。

議長（前川　和也議長）

尾﨑議員。

１０番（尾﨑　孝子議員）

では、引き続き国に対して補助金の増額要請をお願いしたいと思います。災害に強い安全・安心なまちづくりとして、町としても予算を多く投じてでも住宅の耐震化を進めることは、将来の災害救助費用や復旧コストの削減につながる投資になります。国に頼るばかりでもなく、町からも予算の上乗せなどを考えていっていただきたい。それが本当にいいことになるかと思います。投資になります。で、予算のほうよろしくお願いいたします。質問のほうはこれで一旦終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移ります。ＨＰＶワクチンについてお聞きしたいと思います。

ＨＰＶワクチンは、ヒトパピローマワクチンのことでございます。日本では、年間約１万人以上が子宮頸がんを罹患し、若い世代で増加傾向にあります。毎年約２，９００人の女性が子宮頸がんによって亡くなっております。子宮頸がんの主な原因は、ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）という２００種類以上の型があるごくありふれたウイルスに感染することによります。日本では２００９年（平成２１年）１０月にワクチンの接種が始まり、その後２０１３年（平成２５年）４月から定期接種になりました。

小６、大体１１歳から１２歳の子、高校１年生、１５歳から１６歳相当の女性は、今は

公費でただで接種できます。現在、推奨されている９種の型が入った９価ワクチンで、１５歳までに１回打てば、１年以内に２回目を打って、もうそれで完了。１回目が１５歳以上になると、１年以内に２回追加、合計３回打っての終了なので、少なくて済む１５歳までに接種いただくことを推奨いたします。それで完了すれば、２６歳から３０歳までワクチンの効果が持続し、子宮頸がんの原因の８０から９０％を防ぐと言われております。１００％ではないので、定期的に検診を受けることは受けて、二重にしていただくことが大切です。

その注射が筋肉注射で、ちょっと痛みがあるんですね。それに対する副反応ですね、痛み、熱さとかがありますが、重篤な副作用は極めてまれでございます。多くの方でメリットが上回ることが多いです。本当にがんになり得るウイルス感染を予防できるワクチン、これはほんと珍しいと思うんです。がんを防ぐことができるワクチンでございますので、この接種を推進すべきだと考えております。

そこで、本町の取組として問いたいと思います。まず１つ目、接種率の向上と情報提供の強化、保護者への周知などについて、町の取組をお聞かせください。お願いいたします。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

はい、議長。

議長（前川　和也議長）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

ＨＰＶワクチンの接種率とのことでございますが、このワクチンは接種をする年齢により、接種回数が２回または３回となりますので、接種率ではなく接種者数でご説明をさせていただきます。

まず、接種者数の実績でございますが、令和５年度から直近の令和７年度末までの各年度の延べ人数は、令和５年度は１３１人、令和６年度は５７７人、令和７年度は１６３人でした。令和６年度のワクチン接種者が多かった理由といたしましては、令和６年度がキャッチアップ接種の最終年度であったため、接種勧奨を強化したことによるものでございます。令和６年８月には該当者への勧奨はがきの送付及び広報周知を実施しました。

その後、全国規模でのワクチンの需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況を踏まえ、国において期間中に１回以上接種している方については、期間終了後も公費で３回の接種を完了できるキャッチアップ接種が１年間延長されることになり、本町においても令和７年２月広報にてキャッチアップ延長の広報周知、また該当する方には勧奨はがきを発送いたしました。

令和７年度においても、従来から実施している周知、勧奨に加え、キャッチアップ接種該当者に向けた広報周知、令和７年４月と令和８年２月や、勧奨はがきの送付を令和７年

９月に行い、経過措置が終了となりました令和８年３月まで勧奨は続けてまいりました。

令和８年４月より予防接種法に基づき、９価ＨＰＶワクチンのみが定期接種となり、定期接種対象者も従前どおりの小学校６年生から高校１年生相当年齢の女子となりました。今年度においても、接種開始年齢である小学校６年生と接種最終年齢に該当する高校１年生相当年齢の本人及び保護者宛てに案内チラシと予診票を個別発送いたしており、引き続き周知、勧奨に努めてまいります。

議長（前川　和也議長）

尾﨑議員。

１０番（尾﨑　孝子議員）

次長、ありがとうございます。きちんと周知、個人的にですね、周知と勧奨を努めていただけているということですね。キャッチアップ接種があったことで、人数とか接種率が分かりにくいということと、また延べ人数なので、確かな数字は、この忠岡町の女性の方でされている数字はちょっと分からないということですね。

そして、キャッチアップ接種とは、ＨＰＶワクチンの接種機会を逃した人に国が接種の機会を与えた施策でございます。主な理由は、定期接種開始２か月後の２０１３年６月以降、接種後に体の痛みなどを訴える報道が相次ぎ、国が約９年間にわたり積極的な接種勧奨を差し控えたためでございます。

ですが、ちゃんと調べた結果、副作用とかは特になく、利益のほうが上回るということが分かり、２０２２年４月に積極的な勧奨が再開されました。今では国全体で２割程度の接種であるみたいなんです。町のほうも分からないということなんですが、同じような感じだと思われます。

そこで、小学校６年生から接種が始まります。学校から保護者に対して周知の場を設けることは可能でしょうか。または、薬物乱用防止教室のときに、チラシやリーフレットなどの配布やポスターなどの掲示などで、児童や生徒、保護者に啓発をすべきと考えますが、見解はいかがですか。お願いいたします。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

大西教育部理事。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

まず、学校での保護者への情報提供ということでございますが、学校での保護者への直接の説明というところについては、時間、場所の確保等の面から難しいと言わざるを得ません。

続いて、チラシやリーフレットによる保護者への啓発ということでございましたが、そちらについては学校と連携の上、検討することは可能です。なお先日、大阪府から啓発ポ

スターが届いており、各校に送付しております。
　ご理解のほどよろしくお願いいたします。
議長（前川　和也議長）
　尾﨑議員。
１０番（尾﨑　孝子議員）
　そうですか。府からポスターの掲示依頼があったということで、国も府も進めていることが客観的に分かると思います。ポスターを校内だけでなく、できたら庁舎内とかでも貼っていただけたらなと思います。公費で打てるのは、小６、１１歳、１２歳から高１、１５から１６歳、この５年間を逃したら、ワクチンは１回２万５，０００円するんです。それが実費になってしまいます。ＨＰＶワクチンの接種勧奨において、その効果を最大限に発揮するためには、初めてを迎える前の時期に接種を完了することが医学的に極めて重要であるとされています。低学年からご高齢の方までがんを予防できるワクチンがあるということを知っていただくだけでも全然違うと思います。そして、接種年齢に近づいたら声をかけてもらえるように、町全体で周知していっていただきたいです。
　個人への勧奨、チラシやポスターももちろんですが、また修学旅行前の保護者説明会などのときや、長期休暇時の先生方の研修などにも取り入れていただくなど、小・中学校や健康づくり課がワンチームとなって町全体で進めていっていただきたいことを要望いたします。
　もう質問のほうは大丈夫ですので、ぜひよろしくお願いいたします。
　では、次に２つ目の男性への接種推進について、お伺いいたします。ＨＰＶワクチンは、中咽頭がんなど男性のがんも予防できます。肛門がん、尖圭コンジローマのような性感染症、いぼができる感染症なんですが、これも防げます。将来的には男性への接種拡大も進んでおります。昨年８月には９歳以上の男性への接種適応が承認されています。世界、一部の先進国では、男女ともに７０％以上の接種率を達成していて、１５歳までのＨＰＶワクチン初回接種率は、カナダでは女性８６％、男性８１％。オーストラリアの女性では８３％、男性８１％。アメリカでは女性が７７％、男性が７８％と、何と男性のほうが多いのです。１６２の国と地域で公費の助成が導入されています。
　河内長野市では、大阪府下で一番早く男性の９価ワクチンの費用助成を開始しています。対象年齢であれば全額無料でございます。各自治体で助成金額は違っていますが、愛知県豊田市や三重県松阪市、兵庫県稲美町、播磨町、奈良市、天理市では、男性自身のがん予防やパートナーや社会全体を守ることにつながることから、それを理由に男性への任意接種の助成をしています。
　本町はしていませんが、社会全体を守るためにも助成を考えてみませんでしょうか。助成ですね。お金を補助を考えてみていただけないでしょうか。お願いいたします。
健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

議長。
議長（前川　和也議長）
大谷次長。
健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）
男性へのＨＰＶワクチン接種に関しましては、定期接種化について国において現在も議論が重ねられており、エビデンスや科学的知見を基にして、有効性、予防効果や安全性、費用対効果、さらには国際的な動向なども含め、多角的に検討が進められている状況であり、最終的な方針はまだ示されておりません。
本町といたしましては、国の方針に基づき、予防接種法に位置づけられている定期接種に該当する予防接種の接種勧奨や周知に取り組むことを最優先としているため、現時点において定期接種となっていないワクチン接種に対する公費助成は考えておりませんが、今後の国の動向を注視し、新たな方針が示された場合には速やかに対応できるよう進めてまいりますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。
１０番（尾﨑　孝子議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
尾﨑議員。
１０番（尾﨑　孝子議員）
ありがとうございます。そのＨＰＶワクチンの男性への接種は、定期接種でないからできないのではなく、やらないのではなくて、世界的潮流で男女を問わずワクチンを接種することが推奨されている今日です。将来的な公費化を見据えて、必要な接種ですので、周知と併せて補助を先駆けて実施してみてはいかがでしょうか。ぜひよろしくお願いいたします。
次に、４番目になりますね。成年後見人制度について質問したいと思います。
成年後見人制度は、認知症や障がいなどで判断基準が不十分な人の財産を守り、生活を支援するために、２０００年（平成１２年）４月１日に施行されました。主な目的は４点です。
１個目が、預貯金の管理や不動産の処分などを代わりに行うということ。２番目が、医療や介護サービスの契約、手続を代行する。代わりにやるということ。３番目が、これが一番あれだったのかもしれないんですけど、詐欺などの悪質商法から本人を守る。独り暮らしでいられる方が、そういう悪質な方が入ってこられて断ることができず、そのままサインしてしまうというのを防ぐものになります。４番目が、本人の意思を尊重しつつ、安全に社会生活を送れるように支援をする。
高齢化社会の進展、独り暮らしの高齢の方が増えてるということや、また障がいのある人も地域で普通に暮らせるというノーマライゼーションの考え方に基づいて、１９９９年

の民法改正により後見人制度と生まれ変わりました。
　そこで、本町の現状、対象者数とか、またどのような形で後見人がついているのかをお教えください。お願いいたします。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　二重健康福祉部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議員お尋ねの対象者数としましては、１４人となります。申立ての流れとしましては、本人もしくは親族、または施設や病院などから相談があり、それぞれのケースにおいて、まずは親族の方が後見人になるかどうかの意思確認調査をした後、各種書類を取りそろえ、裁判所に申請をいたします。その申請に基づいて、裁判所において後見人が選定されるという流れになっております。
　申立ての理由としましては、高齢や障がいによるものなど様々ございますが、本町においては高齢による申立てのケースが割合として多くなっております。
１０番（尾﨑　孝子議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　尾﨑議員。
１０番（尾﨑　孝子議員）
　教えていただきありがとうございます。１４名ということで、まず親族のほうから聞いていくという形をされていると、分かりました。そうですね、親族が後見人になるというのは、でも本当少ないんです。２割程度って聞いてます。大概が専門職の方、家庭裁判所が決めるので、親族ありきではございません。そして、成年後見人制度の利用促進が進む一方で、先ほど私も言いましたけど、親族が後見人から外されてしまうので、専門職後見人には毎月高額な報酬を支払うということが起きてしまいます。また、弁護士さんとかも一々会いに行ってくれないみたいなんですね。意思疎通が取れないので、そのまま放置されているというケースが多いです。
　で、弁護士さんや専門職の方が自分たちで報酬をもらいながら好き勝手してしまうという事例がございまして、全国的に被害が報告されております。新聞によりますと、後見人を務める専門職や弁護士などが高齢者の財産を着服するなどの不正が後を絶ちません。最高裁によりますと、昨年１年間に確認された不祥事の案件は１６３件あり、被害総額は約７億５，０００万に上がっております。
　また、１０年前の２０１６年の４月ですね、制度の利用の促進に関する法律が公布されまして、首長申立て、市区町村長申立ての制度ができまして、身寄りがないなどの理由

で、また親族が申立てを行えない障がい者や高齢者の本人のために、市区町村長が家庭裁判所に対して後見人等の選任を請求できるようになりました。

そこで、虐待が対象になる場合がありまして、この制度により引き離されたご家族の話を聞く研修会がありました。東京都でお住まいの６０代の女性で、お母さんと２人暮らしです。朝、お母さんのおでこにけががあったということで、介護ヘルパーさんが「お母さん、どうしたの」って聞かれたんです。そこにお母さんが冗談で「この子にやられたわ」って言ってしまったことから、その日のデイサービスから連れ去られてしまうことになりました。帰ってこなくなりました。

それで、過去に１回、介護鬱のときに暴言を娘さんが吐いたということで、今回で虐待が２回ということで強制的に引き離され、そして市町村長から、行政のほうから成年後見人をつけ、探し回るも、１回面会したきり。結局帰宅したのは遺骨になってからだそうです。今も行政に対し裁判を行っています。その方がこの「成年後見人制度残酷物語」という何か漫画を作って皆さんにアピールをされております。このような本人や家族の意思に反した事例が度々起こっています。

そこで、本町でこのような問題までは行かないと思うのですが、何か問題など起きた事例はございますでしょうか、お願いいたします。

議長（前川　和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議員お示しの報道されていたような事案につきましては、忠岡町において現時点では確認されておりません。

１０番（尾﨑　孝子議員）

はい。

議長（前川　和也議長）

尾﨑議員。

１０番（尾﨑　孝子議員）

確認されていないということで安心しました。そしてまた、この４月なんですけども、政府は成年後見人制度を大幅に見直す民法改正案を閣議決定いたしました。本来の制度として、国会で本人や家族が安心して使える制度にしていくべきです。町民が後見人になる市民後見人というのがあります。養成制度のオリエンテーションが、今週のあと５日後、１３日、土曜日に岸和田市福祉総合センターであります。ぜひ市民後見人の養成講座の開講の周知と継続、選任促進への取組を進めていただきたいと思っております。

もう１つ、判断能力があるうちに将来の支援者を決めておく任意後見人制度というのもあります。ぜひこの周知をしていただきたいんです。約４万円かかりますが、公証役場でできます。ぜひこのような、４月に法改正も行うようなこともありますし、市民後見人、

任意後見人制度だったら本町でも取り組んでいけると思いますので、取り組んでいただくことはできますでしょうか。ちょっと聞いて、教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

今回の制度見直しの背景には、単身高齢者の増加や認知症高齢者の増加が主な要因となっており、成年後見に係る終身制の廃止、３類型「後見、保佐、補助」を廃止し、補助に一元化することにより、本人の能力に応じて必要な支援内容を柔軟に設定するなどが改正のポイントとなっておりまして、本町におきましても、制度の見直しを踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、ご提案がありました市民後見人の活用につきましては、大阪府社会福祉協議会に委託をし、毎年、市民後見人養成講座を実施していただいております。詳細につきましては、６月号の広報紙並びに町ホームページにも掲載しておりますが、先ほど議員からもありましたとおり、直近では６月１３日、土曜日の午前中に岸和田市の福祉総合センターにて養成講座を実施予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、任意後見人制度の啓発活動につきましては、現時点ではなかなか啓発ができていないのが実情でありますので、今後は他市の状況などを調査研究し、啓発活動に力を入れてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川　和也議長）

尾﨑議員。

１０番（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございます。ぜひ市民後見人のオリエンテーションもよかったら、誰でもできるみたいで、締切りも２日前ということだったので、私もちょっと時間があればぜひ行ってみたいとは思っております。そして、任意後見人も進んでいないということなので、できれば進めていっていただくようにお願いいたします。

また、今回の４月の法改正は、先ほども言っていただいたと思うんですが、法改正のポイントは、今までは弁護士さんや後見人の方が物を着服したりとか悪いことをしたときにしか終了できなかったんですが、今回は途中で終了可能、できるという終身制の廃止になっております。そして、補助制の一元化ということで、より後見人になりやすいし、辞めにくいというか、臨機応変にできるということで、高齢化に伴い、より柔軟で使いやすいオーダーメードの制度と変わっております。

ぜひ成年後見制度が必要な方には、身近で、本当に弁護士さんとか全然会ったことのな

い方になってもらうよりも、身近な立場で支援してくれていて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会で実現してほしいと思っております。社会貢献に意欲と熱意のある町民の方に、ぜひ市民後見人となっていただいて、そして寄り添っていただければ、本人も家族も安心できます。そして、安心して生活する環境が整うと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

では、次に国民健康保険料についてお伺いいたします。高過ぎる国民健康保険料の引下げに財政調整基金を利用すると、町長は公約に掲げられておりました。しかし、保険料は大阪府の統一ということで実現が難しいことから、また町で施策を講じて値下げをしてしまうとペナルティー、ほかの市町村にも迷惑をかけるということで、ちょっと今は難しいということなんですが、町長は府の町村長会を通じて、この前の３月です、３月議会に府に引下げを求めていくという答弁をされておられましたが、実際この３か月たっております。具体的に何かされましたでしょうか。そして、どう進みましたでしょうか、教えてください。町長、お願いいたします。

町長（是枝　綾子町長）

議長。

議長（前川　和也議長）

是枝町長。

町長（是枝　綾子町長）

保険料の軽減目的に本町の一般会計から本町の国民健康保険の会計への繰入れを、議員おっしゃるように大阪府は認めないため、本町としましては大阪府に対し保険料引下げの努力を強く求めております。

府の町村長会から大阪府に対しての要望においても、今年度は国の公費負担のさらなる投入を府として国に強く働きかけること、保険料の完全統一団体に対してのさらなる財政措置を講じることについても追加要望をしているところであります。

保険料引下げにつながるように取組をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（前川　和也議長）

尾﨑議員。

１０番（尾﨑　孝子議員）

町長、ありがとうございます。追加要望をしていただいてるということで分かりましたが、まだ何も実際、要望だけで、形にはなっていないとは思います。

そして、町長が議員時代には、すごい職員さんに対して強くおっしゃってましたけど、職員さんはそのときも一貫して府や国に保険料のことについて要望していきますとはっきり言ってはりました。職員さんの努力というのを、町長になって初めて要望を言っている姿を見て、目の当たりにされたと思います。ぜひ町長も力を入れて要望していっていただ

きたいと思います。

それから、今年から保険料に子ども・子育て支援金の財源となってしまいました、保険料が。なので、負担分は上がってしまうと思います。今はちょっと抑えてるらしいんですけど、年々上げていく予定だそうです。引下げというよりも上がらないようにするというのが一番大事じゃないかなと思います。

そのためにも健康増進施策を講じるなど、あるいは医療費を、私もしつこく言いますけど、子ども医療費を５００円でも負担してもらうことで、本当に皆さんにも医療費の削減になりますので、子どもさんは本当に大事です。大事ですけれども、ただにしてしまうと、後、またくださいと言うのが難しくなります。ですので、ちょっとでも負担していただいて、５回２，５００円が上限やったと思います。５回同じところに行ったら、それ以上は払わないでいいので、ぜひ医療費の削減を目指していっていただきたいと思います。

もう答えはよろしいので、次に移ります。ごめんなさい。

公民連携ごみ処理事業について、お伺いします。（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備運営事業を、環境影響評価方法書に対する大阪府知事の意見が２月２５日に出されました。事業者が知事意見を勘案して環境影響準備書を作成している段階でございます。着実に協定書どおりに進んでいるにもかかわらず、３月議会では町長は、公約にした広域処理の可能性についても調査し、１年以内に方向性を決めて、しっかり責任を持つという答弁がございました。

もう３か月たちます。具体的にどう進みましたか、教えてください。町長、お願いします。

町長（是枝　綾子町長）

議長。

議長（前川　和也議長）

是枝町長。

町長（是枝　綾子町長）

広域処理の可能性についての調査でございますが、取り組んでおりますが、現在、議会に報告できるものはございません。広域処理の可能性につきましては、引き続き調査を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（前川　和也議長）

尾﨑議員。

１０番（尾﨑　孝子議員）

議会に報告できないということは、進んでいないという形にとらしてもらってもよろしいでしょうかね。すみません。ただ、是枝町長は、公約だったんですけれども、はっきり言って現実的に難しい公約を掲げられてました。耳触りが良くて、このような現実の事実とかけ離れた公約ですね。今のごみ処理が進んでるのに、それを後退させるような、そん

なことを言ってはりまして、そのことが私の中では絵空事というのかなと思っております。そして、また３か月後、９月議会でも引き続き聞いてまいりますので、ぜひ町長も進めれるものは進めていっていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前川　和也議長）

以上で尾崎議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川　和也議長）

次に、北村孝議員の発言を許します。

３番（北村　孝議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

北村議員。

３番（北村　孝議員）

３番、公明党、北村でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

まず、最初にですね、省エネ製品の買い替え事業についてお伺いいたします。

エネルギー価格の高騰によって住民生活への影響の軽減と温室効果ガス排出量の削減を目的に、省エネ性能の高い製品への買い替えに対し、４月から９月３０日までの間ですが、購入分については費用の一部助成事業を行っておるところであります。

実績といいますか、これまでの４月から今日までの申請状況を教えていただけますでしょうか。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

本事業でございますが、エネルギー価格高騰の影響を受ける住民生活への支援及び温室効果ガスの削減を目的として、一定基準を満たす省エネ製品、エアコン、電気冷蔵庫、照明器具及び電球への買い替えを行う住民に対し、購入費の一部を補助するものでございまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施しているものでございます。

４月１日の制度開始以降、予算額５５０万円に対しまして、６月２日時点において、エアコン、冷蔵庫に関して３５件、１０５万円、ＬＥＤ照明等に関して５１件、７１万２，０００円の補助を実施済みでございます。また、６月２日以降も多数の申請を頂いている

現状でございます。
３番（北村　孝議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　北村議員。
３番（北村　孝議員）
　ありがとうございます。当初、この事業を始める前に、予算５５０万組んで、これがなくなり次第ということでありますけども、今、数字聞かせていただきました。結構な数字で、皆さん申請されてるんかなということで、エネルギーの、環境に優しい省エネの性能の高い製品に買い替えるという住民の意識も高いのかなというふうに思いますし、それにも増して、一定のエアコン、冷蔵庫が３万、上限３万ですかね。そういったところで助成していただけるということで、そういったところにも住民の目として、この物価高騰で大変なときにということで買い替えされてるのかなと、こういうふうに思います。しっかり多くの住民の皆さんに利用していただけるよう周知をよろしくお願いをいたします。
　そこでですね、２０２７年４月からエアコンの省エネ基準が厳しくなるというふうに報道されております。先日、電気屋さんにも聞きましたけども、そういうようなお話もされておりました。新基準は、脱炭素社会を目指してエネルギー効率を高めるのが目的ということで、現行の１０年基準に比べて機種によっては１３．８％、また３０から３４．７％の効率改善を求めるものであるとされております。それによってですね、現行基準の低価格モデルは、新基準導入後は販売されなくなるというような見通しであると、こういうように報道されております。新基準対応に伴う高機能化で、少なくとも２万から３万は高くなる可能性があるというふうにも聞いております。
　現在取り組んでいる省エネ製品の買い替え事業、これをですね、９月末までということではなく、引き続き９月以降も、来年、今申し上げましたように、２７年からは基準も高くなるということで、製品の金額も上がるということで、９月以降も引き続きこの事業に取り組んでいただきたいと思いますが、答弁を求めます。
産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　小倉次長。
産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）
　本事業は、先ほども申し上げましたが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施しているものでございまして、今後の国の交付金制度の動向を注視しつつ、９月以降、次年度以降の制度継続につきましては、本補助金の利用状況や補助金申請に係るアンケート調査結果等も踏まえて判断してまいりたいというふうに考えております。

３番（北村　孝議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　北村議員。
３番（北村　孝議員）
　ありがとうございます。国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金を使っているということですけども、国は考えているけども、町はどうやねんというところにあります。いやいや、財政が厳しいからというところもあるでしょうけども、しっかりこの辺は物価高騰に対しても、また国を挙げて、町としてもこの環境についてですね、取り組んでおられるということですから、しっかりこの辺も十分検討されてですね、９月以降もぜひこの事業を行っていただきたいと、このように思います。
　そこで、町長の見解としてどうなんですか、ちょっとお伺いいたします。
町長（是枝　綾子町長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　町長。
町長（是枝　綾子町長）
　国の物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金を活用してのこの事業というものにつきましては、９月末ということで周知させていただいておりまして、まだ９月末まで来ておりませんので、その状況を見ながらということもございますが、議員おっしゃる２０２７年度からのという、そういった次年度につきましても、ちょっとこの事業の住民の方のご意向ですね、今併せて調査もしておりますので、そのことも踏まえて考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
３番（北村　孝議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　北村議員。
３番（北村　孝議員）
　ありがとうございます。中東の影響でいろんなところにやっぱり影響出ております。この事業については、私は非常に的を射たというか、今後、町としてしっかりと取り組んでいってただくことに非常に興味を持っておりますし、引き続き、重ねてでありますけども、事業をやっていただけるようにお願いして、次の質問に移らせていただきます。
　次の質問は、小・中学校、公園、庁舎敷地内のアメニティ広場環境整備についてお伺いをいたします。現在、落ち着いているように思いますが、昨年９月から全国で相次ぐ倒木事故、樹木の枝の落下事故を受け、忠岡町内における樹木の調査についてお伺いをいたし

ます。

全国で街路樹というのが７２０万本あるというふうにされております。年間平均約５，２００本が倒木していると。近年、倒木、落枝によって事故が急増しており、少し前ですけど、２０２１年４月からの約３．５年間で、全国８０１件が発生していると。主な原因は、腐朽、病害が２６％で、次いで強風とか台風、先日も６号ですか、来ましたけども、台風で７％。それで、１９６０年から７０年代に植樹された街路樹の老木化が深刻化されているということで、国は３月に自治体向け点検指針を公表しまして、危険度、影響度に応じて優先度をＡ、Ｂ、Ｃの３段階に分類。特にＡランク、過去５年で事故があった路線、同じ樹種、緊急輸送道路、通学路などは年１回の定期巡回を基本として、異常時は樹木医が診断、対応するということであります。老木化が進んでいて、定期的な点検が必要と考えますが、本町の取組をお伺いいたします。

教育部（柏原　憲一部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原　憲一部長）

小・中学校等、教育委員会が所管しております部分について答弁のほうをさせていただきます。

教育委員会におきましては、昨年度、倒木のおそれがあるとの指摘を受けた町民グラウンド周辺のフェニックスにつきまして、高圧電流に干渉のおそれのあるものと併せて伐採を実施し、本年度に残りの部分について伐採の予定でございます。

また、各学校の樹木につきましては、学校職員が日常の校内巡回を通じて、樹木の割れや枯れなどの異常がないか日常点検を行っているほか、毎年度実施しております剪定作業の際には、専門業者による樹木の状況確認も併せて行っているところでございます。

今後につきましても、学校と教育委員会が連携し、子どもたちが安心して学べる安全な学校環境の確保を最優先に、学校環境における緑の維持にも配慮しながら、適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

公園や街路樹について、産業住民部からお答えいたします。

昨年９月から全国で相次ぐ倒木事故、樹木の枝の落下を受け、まちづくり課が管理する

公園などの樹木に関しては、例年９月頃に発注しております樹木剪定業務の発注前に全本数の点検を行っております。公園樹木や街路樹につきましては、毎年剪定を行っており、その際に枯れ木や枯れ枝についても撤去いたしております。

また、近年、当該被害の原因の一因と考えられる桜の木に重大な被害を及ぼすクビアカツヤカミキリの被害に対し、職員にて桜の全数調査、新浜緑地及び新浜集会所跡の枯れ木の伐採、被害拡散防止のネットの設置を実施いたしました。

今後につきましても、継続して調査をし、動向を注視しながら対応してまいります。

以上でございます。

町長公室（中定　昭博次長兼総務課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

中定次長。

町長公室（中定　昭博次長兼総務課長）

庁舎敷地内の樹木への対応について答弁させていただきます。

庁舎敷地内の樹木の倒木に関する調査というのは、現状実施しておりません。しかしながら、毎年度、植込みや低木の剪定の際に、造園業者より指定を受けた樹木については伐採等の対応を行ってきたところでございます。

また、今年度、高木を中心とした剪定を予算化しております。実施する際には、今後のことも考慮し、できるだけ短く剪定し、倒木の要因とならないよう軽量化を図りたいと考えております。

３番（北村　孝議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

北村議員。

３番（北村　孝議員）

ありがとうございます。学校においても、各アメニティー広場、また公園等の調査といいますか、されてるということでありますが、学校は特に私、桜が咲いてるときはいいんですけども、桜は結構、学校園内、道路際といいますか、周辺、真ん中には当然いろんな事業に対しても影響もあるでしょうけど、周辺に、それはどこでもですけども、中学校においてもそうですけど、道路側に植樹されてるわけです。で、やはり住民の皆さんも通りますし、この辺の危険度というのは非常に感じますので、定期的に引き続き調査、点検をしていっていただきたいと、こう思います。

で、落枝、枝が折れるということも、先月ですかね、京都の宇治の府立公園であって、４歳、かすり傷で済んだらしいんですけども、９歳の２人ですね、９歳の方が重傷になって、４歳の方がかすり傷で済んだということですけども、学校にはふだん子どもさん、学

校がない限りはあまり、開放してる日もあるでしょうけど、特に公園とか、庁舎内の横のアメニティー広場、ここなんかは子どもさんが見かけますので、こういったものを十分配慮しながら、定期的に検査を行っていただきたいと思います。

横のアメニティー広場、ちょうど駐車場に一番近いところの木、何か虫なのか、傷んできたからそこを削ってるのかという木も見かけます。で、３月ですかね、そのアメニティー広場の有効活用ということで質問された議員に対して、答弁としては今年度対策をしていくということで、今、中定次長のほうからも答弁ありましたように、枝はまず先に先行して刈っていくと、伐採していくということでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

で、公園、そこの緑地公園ですね。先ほど言いましたけど、道路側にやっぱり大きな木が立ってるんです、歩道側に。当然歩道は人が通りますので、特にその辺の樹木というのはしっかりと調査といいますか、点検していただかないと、万が一ということもありますし、特に台風とかの後にどれだけ傷んでるというか、影響を受けてるか分かりませんので、特にそういった後に十分点検されていっていただきますよう、よろしくお願いをいたします。もう一度答弁を求めます。特に公園等、子どもさんがよく遊びますので、その辺よろしくお願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

今、議員ご指摘いただいた点につきましては、住民の皆様が安心・安全で暮らせるまちづくりというのは基本になっておりますので、その辺のところはしっかり調査を行ってですね、倒木とか枝が折れるとか、そういうのを事前に分かりましたら、その辺のほうは処分させていただきまして、適正に処理を努めてまいりますので、よろしくお願いします。

３番（北村　孝議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

北村議員。

３番（北村　孝議員）

ありがとうございます。じゃあ、よろしくお願いをいたします。

続いての質問ですが、災害情報について、災害伝達手段として防災無線の補助として有効であるドローンの活用について取り組んでいただきたいというような質問であります。

２０２５年、総務省消防庁は、津波や土砂災害、山火事などの災害情報の伝達手段としてドローンの活用を自治体に促していく方針を固めました。広域的に伝達できると。被災

して使えなくなるリスクが低いのが利点でありまして、災害時の迅速な避難や情報伝達の多重化につなげる狙いで利用の拡大を目指すと報道されております。

スマホなどが今日普及する中、自治体の災害情報の入手手段として防災行政無線に頼る住民は今も多いと。消防庁が２０２３年度、全国市町村に行った調査では、災害情報の入手手段として防災行政無線屋外スピーカーを挙げる人は、消防庁の調査ですけども、２３年度で、全国１０市町村ではありますが、最多の６４．３％に上ったということであります。

しかし、屋外スピーカーは音声が届きにくく、範囲は数百メートルとされておりまして、地形によっては設置場所も限られまして、設置費用や維持費もかかるため、網羅的に整備するのには限界がありますと。地震などで壊れるおそれもあり、東日本大震災では倒壊、破損等により利用できないものもあったとされております。

近年、南海トラフ地震などの巨大災害も懸念される中、ドローンは防災行政無線を補完する新たな力となると考えます。忠岡町の取組をお伺いをいたします。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（前川　和也議長）

立花町長公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

議員ご質問のとおり、ドローンは災害発生時における被害状況の迅速な把握、孤立地域への支援物資の輸送、さらには復旧設計の事前測量など、その多岐にわたる有効性が確認されており、本町といたしましても、その潜在能力を高く評価しているところでございます。特に防災無線の補助的な役割として、上空からの情報収集や情報伝達が有効であることも認識しております。

本町におきましても、防災対策の強化の一環として、ドローン導入の可能性について令和７年度において詳細な検討を行いました。しかしながら、本町の町域や悪天候時の運用リスク、さらには初期導入コストに加え、機体の維持管理費、バッテリーなどの消耗品費、専門的な操縦士の育成確保に係る費用といったコスト面など、様々な要素を総合的に勘案いたしました結果、現時点ではドローンの導入を見送っている状況でございます。

本町といたしましては、引き続き防災無線を基軸としつつ、緊急速報メール、町公式ＳＮＳ、広報車による巡回など、情報伝達ルートの多重化とその機能強化に努めてまいります。

今後もドローン技術の進展や他自治体の先行事例など注視しつつ、効果的かつ持続可能な防災対策の実現に向け、あらゆる可能性を視野に入れ検討を続けてまいりますので、よろしくお願いいたします。

３番（北村　孝議員）

議長。
議長（前川　和也議長）
北村議員。
３番（北村　孝議員）
ありがとうございます。ドローン。まあまあどっちか言うたら、海とか、そういう山なんかには非常に有効、特に有効だと。海なんかでサーフィンされてる方なんかは、聞こえにくいのでドローンを飛ばしてということですけども、またそんなところにその防災無線みたいなものは立てにくいですから、環境としてはやっぱりそういったドローンが有効だということですけども、災害があった場合なんかは、入られない地域とか、そういうようなところもありますので、今のところは令和７年に検討されたということですけども、そういった災害等のところに入られない、人が入れないというところの現場の状況を把握するに至っても、ドローンが有効的ではないかと思います。
免許証、免許は誰でもということはないみたいで、免許も取得せな駄目ですし、１回取ったらずっといけるというもんでもなく、何年かの間に更新もしていかないと駄目だということですけども、また、風にね、ちょっとメリットもあるけど、デメリットもやっぱりかなりあるということで、それも十分承知はしております。
しかし、これまでも町の防災無線についても、本町だけではない全国的なものですけど、この既定のその防災無線、いろいろ対策やって、デジタルとかいろいろやってるんですけど、やっぱり聞こえにくいというところ。風の向きとか建物の影響があるのかなと。私も、南２丁目に住んでるんですけど、隣の岸和田、磯上さんの無線がよく聞こえるんです。本町のは何を言ってるのか、何か言ってるなという感じで、なかなか聞き取りにくいと。これは立地的にも環境的にもいろいろあって、町も置いてはなくて、いろんな形で、特に高齢化とか、そういった方々が災害電話で聞けるというような手段もされてますし、中には、今答弁のありましたＳＮＳとか、そういったことも、スマホも進んで、いろんなデジタル化になって、そういったことも利用されるんですけど、なかなかこういったところも扱いにくいといいますか、扱われない人もやっぱりいらっしゃるので、私も含めてですけど、そういったところにあって、今、答弁にありましたように、情報伝達のルートというのは多重化をしっかりとされて、その機能の強化に努めていっていただきたいと、こういうふうにも思います。
最後に、町長、答弁願います。
議長（前川　和也議長）
町長。
町長（是枝　綾子町長）
ドローンに関しては検討をいたしましたが、先ほど答弁にもありましたように、維持管理をしていくというところのちょっと難しさがあるというところでございますが、ドロー

ンだけでなく様々なその情報伝達というのは、命を救うというところで非常に大事なものでございますので、先進自治体のそういった事例も検討しながら、本町に応じたそういう情報伝達方法というものを今後さらに考えてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

３番（北村　孝議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

北村議員。

３番（北村　孝議員）

よろしくお願いします。今、いろんな、雨にしても尋常じゃないですからね。そういったところで、いち早く住民の生命を守っていくという責任の下ですね、しっかりあらゆる情報の伝達に取り組んでいっていただきたいと、このように申し上げて、質問を終わります。

議長（前川　和也議長）

以上で、北村議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩とし、１３時から再開といたします。

（「午前１１時１９分」休憩）

議長（前川　和也議長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後１時００分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川　和也議長）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

１１番（二家本　英生議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本　英生議員）

１１番、日本共産党、二家本英生です。通告に基づき一般質問を行います。

最初に、仮称忠岡エネルギーセンター等事業に係る財政見込みについて質問いたします。

現在、公民連携協定書に基づき、（仮称）忠岡エネルギーセンター等事業が進められて

います。日本共産党議員団は、当初よりこの事業の問題点について、①事業を発表してから、わずか２か月で業者選定を行ったことによる公平性の確保が不十分であったこと、②周辺地域の環境悪化の懸念が払拭されないこと、③それに対する住民への説明が不十分なこと、④今回の計画が住民に理解されていないこと、などを指摘してきました。

また、住民から約４，５００筆寄せられた、「計画を一旦ストップし、地域住民と話し合うこと」の請願署名が令和５年１２月に提出されました。この署名は計画に反対している住民だけではなく、賛成を表明している住民でも、話し合う必要を感じ、署名に応じていただいたものでありましたが、議会で採択されませんでした。

私たち日本共産党議員団は、このような経緯により、現在でも計画反対の立場であります。

そういった状況の中、令和４年９月から１１月にかけ、忠岡町主催で住民説明会が行われました。その説明会では、事業内容の報告はありましたが、財政的な件に関して、住民には具体的に示されておらず、議会への報告も概算費用のみでありました。

公民連携協定方式を忠岡町が採用し、議会に示された当時の費用想定として、令和６年度からの約４０年間の計画として、年平均の費用が提示されました。広域連携方式では、年平均１億９，８４６万円、公民連携協定方式では年１億７，９７２万円であり、 １，９００万円弱の差でありました。

今回の計画は、約４０年間と長期であり、今後の忠岡町の行財政運営にも大きな影響をもたらします。住民とともに今後の忠岡町のまちづくりを考えていくのであれば、将来的な費用がどれぐらいかかるのか、住民の皆さんにも知ってもらう必要があります。公民連携協定書を締結してから３年経過しており、計画が進んでいる現在では、今後の経費見込みについても、より詳細な経費が分かるのではないでしょうか。今後の費用見込みについてお示しいただきたいと思います。担当部長より答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

公民連携方式における処理費用でございますが、費用試算につきましては、令和４年９月１３日開催の第１回ごみ処理施設調査特別委員会でお示ししておりました。事業開始以降は試算ではなく、実際に要した費用として、令和７年１２月１７日開催の第１５回特別委員会において、決算ベースでの清掃費における対前年度比較をご報告させていただきました。

現時点において、令和４年度に行った費用試算を再度算定いたしますと、大幅に費用が低減いたします。その理由でございますが、当初の費用試算をお示しした段階において

は、事業者選定前であったことから、処理単価については参入意向調査における安全側、つまり高額側の単価を採用していたこと、また処理数量については、今後のごみ発生量の減少傾向を加味せず算定していたことが挙げられます。

令和４年の費用試算におきましては、期間中の年間平均町負担費用が１億７，９７２万５，０００円とお示ししていたところ、その後の事業者提案による処理単価やごみの減少傾向を加味した発生量等から算定すると、１億３，０００万円から１億４，０００万円程度となります。

以上でございます。

１１番（二家本　英生議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本　英生議員）

答弁にもあったように、当初の見込みよりも年間約４，０００万円から５，０００万円ほど低減するとのことでありました。費用が低減した理由として２点挙げられていましたが、２点目の理由、処理数量の減少については、人口の減少や１人当たりのごみの排出量の減少に伴うことによるので、低減の幅はあるといえ、広域処理においても同様のことが言えるのではないでしょうか。今後の公民連携方式における想定の費用はわかりました。

次の項目の質問に移ります。

広域処理の場合、ごみ処理を委託または一部事務組合に加入することになります。通常は一部事務組合に加入し、近隣の自治体との共同事務としてごみ処理業務を進めていくことになります。

一部事務組合に加入することのメリットとして、施設の監視・モニタリングが確認できること、また、組合議会を通して住民が声を届けやすいということです。

このメリットを生かすためには、一部事務組合に加入することが必要不可欠となります。しかし、広域化は公民連携方式よりも費用的に高いというイメージがついてしまっていますが、町単独処理と比較するとかなり安価であることは当初の費用想定でも明らかでありました。

一部事務組合に加入した場合、自治体の負担軽減について、忠岡町の認識を教えてください。答弁をお願いします。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

一部事務組合に参入した場合には、共同処理するとされた事務は本町の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれることとなるため、ご質問の国の補助金や交付税措置による負担軽減につきましても、当該組合の事業執行によるところとなります。

なお、当該組合におきましては、現時点で詳細な事業計画が公表されていないことから、それに対する交付金や交付税措置により見込まれる歳入増加についてもお答えのほうは控えさせていただきます。一般的には、施設の新築建て替えにおいては、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて行われる例が多いですが、同交付金においても事業内容等により交付限度額が異なるものとなっております。

以上でございます。

１１番（二家本　英生議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本　英生議員）

一部事務組合に加入すると、先ほど答弁にもありましたけど、権能が除外されるといいますが、一部事務組合の運営費用に当たっては、構成団体から各団体の処理状況に応じた分担金を支払うことになります。その中には、ごみ処理施設の新築改修のための高額な整備費用も含まれ、その際は組合債というものが発行されますが、一部事務組合では地方交付税措置がされません。原則、このような公共事業における場合の債務について、構成団体に対し間接的な交付税措置の制度はありますでしょうか。制度の有無についての答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

施設整備に対する起債部分に関しましては、一部事務組合を構成する団体に対し交付税措置されるものでございます。

以上でございます。

１１番（二家本　英生議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本　英生議員）

起債部分、この部分に関しては分担金、それぞれの各市町が払う分ですけども、その部

分についても交付税措置がされるということで、そういった部分でも広域連携、こういうことに入ることによって財政の負担軽減がされるところであります。

広域連携においても、できるだけ費用がかからない方法を模索しています。また、循環型社会形成推進交付金や、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業に係る交付金といった有利な交付金制度があります。一方、当初の定性評価で示されていた公民連携方式の補助金として二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金がありますが、この補助金に関しては、民間に対しての補助金であり、忠岡町にはその恩恵が得られない可能性があります。

広域連携でも費用を抑えることができるのであれば、多少公民連携方式が財政的には有利であったとしても、地域環境の保全のためには再検討の余地はあるのではないでしょうか。

冒頭にも話したとおり、環境問題について、大気の悪化だけではなく、地球全体の環境を考える必要があります。環境だけはお金だけではどうしようもない問題であります。ただ単純に、安いからというだけで、また忠岡町の財政運営の一部分だけで決めてしまうような問題でもないです。

世界では、ごみゼロ運動、ゼロ・ウェイストが広がっています。今後のごみ処理のあり方は、家庭ごみ、産廃ごみともに焼却処理に頼る時代ではなくなっています。

様々な考えがある中で、住民と意見を出し合い、議論した上で、忠岡町に見合ったごみ処理方式を真剣に検討する場と時間が必要ではないでしょうか。私たち日本共産党議員団は、住民とともに今後のごみ処理のあり方を考えていきます。

これでこの質問を終わります。

続いて、文化活動を図るため、奨励金制度をの質問を行います。

忠岡町ではスポーツ振興奨励事業の一環として、令和４年度から国内外のスポーツ大会に出場する人に奨励金制度を設けています。忠岡町出身のスポーツで活躍する選手として、野球やスピードスケート、サッカー、柔道など国内外で目覚ましい活躍をされているアスリートを輩出しています。

また、この奨励事業を設けてからも、世界大会や全国大会、近畿大会に出場している選手も多く、忠岡町のスポーツ振興に寄与しているものだと感じます。忠岡町同様に、近隣の多くの自治体でもスポーツ振興への奨励金について同様の制度が設けられています。

その一方、文化や芸術で活躍されている方に対して、スポーツ振興奨励金のような制度を採用している自治体が少ないのが現状です。絵画や書道、音楽など文化芸術分野の振興も重要です。忠岡町の文化会館でクラブ活動をしている団体の中には、美術芸術部門として７団体、文化文芸部門として８団体、音楽部門として４団体、活動されています。それらの団体で活躍する方の励みになるような制度を設けることで、地域の活性化につながります。

そういった意味でも、国際大会や全国大会等に出品・参加された人にも、スポーツ振興と同様、文化芸術活動への奨励金制度の導入を検討していただきたいと思います。担当部長より答弁お願いいたします。

教育部（柏原　憲一部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原　憲一部長）

文化芸術活動は、人々の感性や創造性を育むとともに、豊かな人間性や社会性を醸成するものであり、児童・生徒が日頃から成果を発表する機会は、本人の成長のみならず地域文化の振興に資する意義深いものであると認識しております。また、それを顕彰することは、文化活動への意欲向上や次代の担い手の育成にもつながるものと考えております。

教育委員会におきましては、現在の文化会館を拠点とした生涯学習活動の充実にも取り組んでおりますが、町内には国宝や重要文化財を所蔵する正木美術館を有しているほか、本町出身の花人で赤井勝さんなど、文化芸術の分野で活躍されている方々を輩出してきたことからも、文化芸術の分野に親しむ環境を有しているところでございます。

こうしたことから、現在、府内自治体における先行事例について調査研究しているところであり、文化芸術分野を対象とした奨励制度につきましても、その必要性や制度の内容等を含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

１１番（二家本　英生議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本　英生議員）

スポーツ振興はかなり進んできていると思うんですけども、なかなか文化、芸術の振興っていうのは表にも見えてきにくいところがあって。ただ、やっぱり一生懸命頑張っている方もいらっしゃいます。

で、今回質問させていただいたのは、子どもたちが全国大会に行ったにもかかわらず、スポーツではそういった表彰がされてあったにもかかわらず、文化的にはちょっとそれがなかったので、どうしても申請ができなかったということもお伺いしておりますので、教育部長もおっしゃったとおり、今後の忠岡町の文化振興に向けて、なるべく早い段階でこういった形の奨励金制度を設けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ては、次の質問に移ります。３つ目の質問、障がい者への理解促進の取組についてを質

問いたします。

昔は障がい者への認識、理解というと、隔離、保護の立場でした。しかし、１９７５年に国連で障がい者の権利宣言が採択されて以降、国際障害者年と言われる１９８１年には完全参加と平等をテーマに理解促進に向けた世界的な転換点となりました。

日本国内では２０１４年に障害者の権利に関する条約を批准し、２０１６年に障害者差別解消法が施行され、２０２４年の法改正では民間事業者による合理的配慮の提供が義務化され、国民全体での相互理解がさらに不可欠となりました。

忠岡町においては、１９９９年（平成１１年）４月に忠岡町障がい者計画を策定され、国の法整備や地域の実情を踏まえ、現行の計画である第４次障がい者計画が令和３年３月に策定されました。

第４次障がい者計画が策定される前、 第３次障がい者計画の評価について、各事業、ＡからＤランクの４段階で実施されておりますが、その質問の中で、「障がいのある人に対する理解と差別解消」の施策で、「差別的取扱いの禁止や合理的配慮の推進」について、Ｃ評価とありました。検証として「個別で生じた差別を地域課題として捉えていく必要がある」と書かれております。

第４次計画前のアンケート調査では、「障がいがある人について障害のない人の理解」の質問項目では、「理解が深まってきている」と答えた人はわずか１１．７％でした。５年前の調査では、障害者への理解促進と差別解消への認知度が低いままであることが分かってきます。

それを受けて、第４次では取組を行っていると思いますが、課題解消に向けた取組についてはどうでしたでしょうか、答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

現状といたしまして、先ほど議員のほうからもございましたが、 第４次の計画の際にアンケート結果が１１．７％ということで、かなり低い状況でありました。それを受けまして、障がいの特性や障がいのある人が抱えている生活課題等に関する正しい理解と認識を深めるため、町広報や町社協広報、パンフレット、啓発行事の機会などを通じて普及啓発に取り組み、理解促進に向けて進めてまいりました。

その結果としまして、令和７年度に実施しました第５次忠岡町障がい者福祉計画に向けたアンケート調査では、先ほどと同じ回答に対しまして、１３％という形で、若干ではございますが、上昇傾向にあったところでございます。少しずつではございますが、地域に理解が広がってきているものと考えております。今後も様々な機会を通じて理解促進の向

上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
１１番（二家本　英生議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　二家本議員。
１１番（二家本　英生議員）
　第４次の中で様々な取組をしていただいてるということで、今回アンケートを取っていただいた中で、わずかながらですけども、理解に向けての認識が高まってきているということで、それは良いことだと思います。ただ、やっぱりまだ障がい者に対する理解不足というか認識不足というのがなかなか続いております。
　そういった中で次の質問に移りたいと思います。
　来年度、障がい者計画が更新されますが、障がいのある人が安心して地域で暮らすためには、障がいのある人の特性を理解されることと差別解消が必要になります。現計画の中でも理解促進のための研修や啓発事業を行っていると先ほどの答弁でもありましたが、より一層取組が求められます。
　そのような状況の中、一部の自治体ではユニバーサルマナーを学ぶ事例が見られます。ユニバーサルマナーというのは、障がい者のみならず。高齢者、外国人、ベビーカー利用者など多様な人々への向き合い方、マインドとアクションを学ぶ取組です。窓口対応の向上や、誰もが安心して暮らせるまちづくりの一環として、多くの自治体で導入が進んでいます。
　職員研修への導入や市民・地域向けの講習会の開催を行うことにより、窓口作業の円滑化、多様性への理解、尊重する組織風土が醸成されるメリットがあります。
　大阪府内では、吹田市では障がい者活躍推進計画の中で、障がいに関する正しい知識、理解を得るために、外部講師を招いて障がい者活躍推進研修及びユニバーサルマナー研修を実施しており、職員の障がいに関する正しい知識、理解の向上に努めており、意識の高まりが見られるそうです。
　忠岡町においても、次期計画策定の際、より一層の理解促進を目指すためユニバーサルマナーを学ぶ機会を導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　二重部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　障がいをお持ちの方に対する理解促進は、あらゆる関係機関を初め、町全体で取り組

み、地域に根差していくことが重要であると認識しております。これまで本町では障がいに特化した研修や講演会については実施できていないところでございます。より一層の理解促進を進めるためには、研修等の実施は必要であると考えておりますので、今後実施に向けて前向きに検討してまいります。

また、議員お示しのユニバーサルマナー全体に係る研修等につきましては、関係各課と連携を図りながら検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

１１番（二家本　英生議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

二川本議員。

１１番（二家本　英生議員）

障がい者に関する理解促進のためのこういった講習というのは、それ専門でできるというのもなかなか難しい問題ではあるんですけども、ユニバーサルマナーを学ぶことであれば、先ほども申したとおり障がい者のみならず様々な方に対する向き合い方が勉強できます。それを学ぶことで障がい者への理解促進というのをもう一度啓発していただきたいなと思っています。

障がい者の理解促進には、特性に応じたコミュニケーション方法の実践と、日常的な関わりや体験などの直接的な接点を持つことが不可欠であります。実際に当事者と対話して、何に困っているか、どんな配慮が必要かを建設的に見つけることが共生社会の第一歩となります。障がい者への理解促進が、障がい者施策の進展の一歩につながります。次期障がい者計画の中にぜひ取り込んでいただきたいと要望し、次の質問に移ります。

４つ目の質問です。町道における自転車の通行についてを質問いたします。

今年４月の道路交通法改正により、１６歳以上の自転車利用者を対象に交通反則通告制度、通称青切符が導入されました。信号無視や一時不停止、ながらスマホなどの悪質な違反には反則金が科されます。自転車関連事故の増加や自転車側のルール違反の多さが主な理由で、交通安全対策のより一層の取組が必要であり、同時に自転車運転のルールの啓発も必要になります。

大阪府警の資料によりますと、忠岡町地域の自転車指導啓発重点地区・路線として、府道堺阪南線が指定されています。選定の理由として、自転車利用者が多く、自転車の安全利用について指導啓発が必要とされています。

自転車の通行ルールとして、原則、車道通行であり、左側通行であります。歩道を走ることは例外であり、幾つか条件があります。その条件の１つとして、「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合です。しかし、そこでもルールがあり、歩道は歩行者優先であり、普通自転車は車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

忠岡町には「普通自転車歩道通行可」は、東忠岡小学校前の野田線、役場前の吉井線、

そして町道中央線（さつき通り）の３路線となっております。今回、この中でも忠岡町のメイン通りである中央線の自転車通行について質問いたします。

中央線は、町道の中では交通量が多い路線です。また、朝夕の通勤・帰宅時間帯においては、しばしば渋滞も見られます。一方、車道の幅は堺阪南線より西側に関しては広く確保されているものの、東側が西側に比べ車道幅が狭いため、自転車が車道を走行するのは危険な場合があります。

中央線が「普通自転車歩道通行可」となった経緯を、泉大津警察にも確認させていただきましたが、通行量が多く、車道が広くない道路ですので、自転車運転の安全を守るため歩道も通行できるようにしたとのことでした。

しかし、その歩道には樹木等があり、自転車と歩行者が安全に通行するには道幅が狭くなっている場所が何か所か見られ、また、車道側に樹木が生えていることから、自転車が通行する場所がどうしても狭くなるため、歩行者に危険が及ばないか、心配であります。

現在でも、自転車に限らず、交通安全のためのルールの啓発・周知を行っていると思いますが、特に自転車運転のルールをより一層啓発・周知についてどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

議員もご承知のとおり、本年４月１日に施行の改正道路交通法は、自転車の運転に関する罰則が非常に厳しいものとなりました。交通事故を減らすには、一人一人が事故の危険性を知り、交通ルールを守るといったように、交通安全に対する意識を高めることが最も大事なことだと認識しております。

ご質問いただきました自転車の通行ルールのより一層の周知については、住民の皆さんが事故の加害者や被害者にならないよう、広報媒体を駆使しながら、自転車の交通ルールや法改正について周知してまいります。

以上でございます。

１１番（二家本　英生議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本　英生議員）

交通事故をなくすというのは、答弁にもありましたとおり意識を高めることが本当に重要であります。自転車ルールが分からないからこういう運転をしたっていうのは、もう今

通用しないということなので、より一層の自転車のルールについては啓発していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、町のホームページのところでも、「自転車の交通違反への青切符の制度の開始について」というページで、自転車のルールを啓発していただいておりますので、より一層の啓発を引き続きお願いいたします。

次の項目の質問に移ります。

具体的なことにはなりますが、忠岡駅の南側の踏切のところで、この踏切については東から西、山から浜に抜ける一方通行の道となっております。この踏切の付近は忠岡町の中心地であり、歩行者や自転車、バイクや車など、忠岡町の中でも随一の人が通行し合う地点になります。特に朝夕の時間帯は、通勤・通学といった、あとまた帰宅ラッシュと入り混じって、通行になっています。

原則、歩行者は右側通行、自転車は左側通行ですが、踏切開通後、歩行者、自転車、車と入り混じって通行するため、いつ接触事故が起きてもといった場所になってきます。

また、自転車であったとしても、踏切前は一旦停止のルールがあります。このルールに違反すると遮断踏切立ち入り違反となり、罰金７，０００円。重大な事故につながるおそれが多いことから青切符が切られる可能性も高いです。

過去にも忠岡町や警察から注意喚起を幾度となくされていると思いますが、特に自転車の通行に関して、重大な事故を起こさせないような見守りも必要ではないかと思います。また、看板等を用いた啓発の徹底も行っていただき、より一層の交通安全対策を進めていただきたいと思いますが、忠岡町の見解をお示しください。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

議員お示しの場所なんですけども、かなりの交通量が多いというのは私のほうも把握しております。忠岡駅周辺においては、まず春と秋に交通安全推進協議会とともにですね、交通安全のリーフレット等の配布を行い、交通安全の啓発に努めております。踏切に面している道路上は府道でございます。鳳土木事務所と相談をし、どのような交通安全対策の周知が必要かを検討してまいります。以上でございます。

１１番（二家本　英生議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本　英生議員）

これからも連携をとっていただいて、有効な周知方法を検討していただけるということですが、安全対策として、先ほども言ったとお、警察とも連携をとっていただいて、本当に見守り活動を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この質問終わります。

最後の質問に移ります。省エネ機器導入についての補助金をについて質問します。

忠岡町では、本町の環境分野に関する総合的かつ最上位の計画として、今年１月、忠岡町環境基本計画が策定されました。この計画では環境施策の指針を示しており、環境に関する課題解決に取り組むとされています。現在、忠岡町では国の交付金を活用し、冷蔵庫やエアコンについては製造されてから１０年以上経過した商品からの買い替え、ＬＥＤ照明器具及びＬＥＤ照明については、蛍光灯や白熱電球等からの買い替えが対象となり、また、なおかつ省エネ基準１００％以上の商品が対象に買い替え費用に対する補助を行い、省エネを促進させる事業を行っております。

午前中にも議員から質問がありましたが、エネルギー価格の高騰もあり、省エネに対する意識も高まってきております。

そういった中、環境基本計画の施策の中に再生可能エネルギーの普及拡大があり、町の役割として町内への再生可能エネルギー導入活用推進とあります。具体的な内容として、住民や事業者に向けて再生可能エネルギー設備及び再生可能エネルギー由来電力の導入を促進するため、国や府と連携して情報提供に努めるとともに、導入に係る支援策について検討します、とあります。

住民や事業者向けの再エネ・省エネ電力の導入をするためには、太陽光発電設備や蓄電池、家庭用燃料電池や高効率給湯器などの機器が必要になりますが、いずれも高額であり、導入に向けてはためらいがちになります。国も補助金制度を設け、再エネ、省エネを促進しています。

各自治体も省エネ、再エネ促進のため、独自の補助金制度を設け、脱炭素化を推進しています。忠岡町においても、環境基本計画に則った支援策として、省エネ、再エネにつながる機器購入費用に対し、補助金の導入を早期に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

現在、実施中の忠岡町省エネ製品買い替え促進補助金につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しているものでございまして、忠岡町環境基本計画における省エネルギー対策推進の考え方から、家庭での年間電力消費量が大きい

エアコン、冷蔵庫、照明の買い替えを行う住民に対し、購入費の一部を補助するものでございます。

補助金申請におきましては、今後の制度検討の参考とするため、利用者アンケートをご記入いただいており、太陽光パネルの設置意向等についてもお聞きしているところでございます。

ご質問の太陽光発電や蓄電池、高効率給湯器等への補助につきましては、今後の国の交付金制度の動向を注視しつつ、先ほど申し上げましたアンケート調査の結果等も踏まえて判断してまいりたいと考えております。

１１番（二家本　英生議員）

すみません、議長。

議長（前川　和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本　英生議員）

忠岡町はゼロカーボンシティ宣言をしておりません。そういった中で、今回国の交付金を使ってエアコン、冷蔵庫、ＬＥＤ器具、そういったあたりに省エネ対策として補助金を出していただいております。そのような中で環境基本計画が策定されているということで、先ほども申し上げたとおり、その中でもやはり環境に対する省エネ、脱炭素、そういったことが世界的にも言われております。そういったものにできるだけ、そのようなことをするためには、住宅に関して発電機能を持っている分の補助金をしていただくのも、温暖化対策とか脱炭素に関わることになってくると思います。

近隣の自治体でも結構この制度を導入しているところが多くありますので、ぜひ忠岡町においても調査研究もしていただき、省エネと脱炭素、そういったことも前に進めながら、この新しい制度を導入していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

議長（前川　和也議長）

以上で二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川　和也議長）

次に、高迫照子議員の発言を許します。

６番（高迫　照子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

高迫議員。

６番（高迫　照子議員）

６番、日本共産党、高迫照子です。

最初は教育行政の学校健診についてです。

毎年、学校保健安全法に基づいて、１年に一度の学校健康診断が子どもたちに義務付けられています。実施される健康診断は、疾病の早期発見を目的として、子どもたちの健やかな成長をサポートしています。身長、体重、歯、目、視力、耳鼻科、聴力、内科、栄養状態、心臓、尿検査など１０項目以上ありますが、２０１６年から運動器検診が入り、背骨の異常、足や膝の変形、関節や筋力の左右差などもチェックしています。

受診後、問題があれば学校から「お医者さんに行ってください」と書いた要受診の用紙をもらい、治療することになります。実際には乳歯なら生え変わるから受診させない保護者、学校の検診で歯科を受診するように言われても、６割以上の児童・生徒が放置したままであることが、昨年の小・中・特別支援学校の約２万５，０００校を対象とした調査でも分かっています。治療に行かないのは学年が上がるにつれて増えていくようです。

ある調査では、高校生の未受診は８５％にも上っており、虫歯が２２本あっても放置する高校生もあります。虫歯が１０本以上など、そしゃく困難な口腔崩壊の子どもがいると回答した学校は２２．９％でした。

そこで、大西担当理事にお聞きします。忠岡の児童・生徒の、特に歯科、視力についての未受診率はどれぐらいでしょうか。また、その結果を受け止めて、未受診率が多いというのはどんな背景があると思われますか。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

大西教育理事。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、疾病の早期発見や児童・生徒の健康に関する指導、相談につなげるために、学校における健康診断は重要な役割を担っております。お尋ねの歯科、視力について、学校から受診が必要と通知した児童・生徒の未受診率は、本町小・中学校全体で歯科、視力ともにをおよそ７０％を超えてございます。

未受診の背景につきましては、習い事等での多忙化や家庭の状況等、一概には申し上げられませんが、様々あるかと考えております。歯科、視力につきましては、他と比べ未受診率が高くなっておりますが、放置することでより悪化することが懸念されますので、教育委員会としましても、学校からの通知があった際には、ぜひとも医療機関を受診していただきたいと考えているところです。

以上です。

６番（高迫　照子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
今のお話で、忠岡町の子どもたちの未受診率が７０％を超えるということでした。全国平均を申し上げますと、歯科の未受診は６６．８％、それから視力の未受診は６６．４％、忠岡町が７０数％ということで高いと思います。スマホ利用時間が小学校低学年は平均３８分、高学年は７８分、中学生は１４５分となっており、文科省の学校保健統計調査で裸眼視力の１．０未満の子どもが年々増加しているという結果が出ております。
今回、歯科と視力を取り上げましたが、忠岡の子どもたちの健康調査をするには、ほかの項目も比較する必要があるかと思います。未受診が多いことへの何らかの対策は必要かと思うので、次の質問に入ります。
受診につながらない児童・生徒の家庭は、何らかの問題を抱えているのかもしれません。未受診を少しでも減らしていくためにはどうしたらいいとお考えでしょうか。よろしくお願いします。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
議長。
議長（前川　和也議長）
大西教育理事。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
未受診を減らすための方策についてですが、学校においては従前から受診が必要と通知した児童・生徒の受診状況の把握に努めており、毎学期に実施しております懇談会の場や電話連絡等を適宜活用し、受診勧奨を行っているところでございます。今後も引き続き受診者に対する積極的な受診勧奨を行ってまいります。
以上でございます。
６番（高迫　照子議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
今、電話連絡などもしてもらってるということですが、その啓発が効果を上げているのかどうか、受診率改善の数字に少しは表れているのでしょうか。視力や聴力で学習や生活に影響がないのか、放置すると痛みやそしゃくに影響がないのか。親にしたら、要受診の紙がどれぐらい緊急性があるのか分かりにくいから、また今度でいいかと後回しになっているのではないでしょうか。
口腔崩壊と言われる虫歯が１０本以上ある子が町内にもいると聞いています。子どもの乳歯の虫歯は進行が早く、その下でつくられる永久歯にまで悪影響を与え、歯並びまで悪

くなるそうで、ある歯科医さんは「若い永久歯は酸に弱く、虫歯も進行しやすい。だから早期治療が大事だ」と警鐘を鳴らしております。

そこで、お聞きします。特に口腔崩壊の子どもさんは、親の理解を得られない場合は、責任を親に求めるだけでなく、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員さんら第三者による付き添い受診なども考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

大西理事。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

ただいま議員おっしゃいました第三者が付き添っての受診ということにつきましては、難しいと言わざるを得ませんが、特に福祉に対して専門的な知識を有しておりますスクールソーシャルワーカー等の専門家連携ということは非常に重要だと認識しておりますので、必要に応じて連携を図ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

６番（高迫　照子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

高迫議員。

６番（高迫　照子議員）

虫歯の多い児童・生徒さんには、ぜひとも保護者、学校、医療機関などの連携した対応でよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

今、不登校が１１年連続で増加しており、全国で３５万人以上いると言われています。健康診断をしていない子が相当数いると思います。忠岡での不登校児は現在５２人とお聞きしました。未受診により疾病の予兆が見過ごされ、早期治療の必要な病気などの発見が遅れるなど、成長につれて重症化してしまうことも懸念されます。

健康診断で見つかるはずの病気が見過ごされ、成長に影響が出てしまった話が報道されました。７年間不登校だった、これはよその話です、７年間不登校だったＭさんは、健康診断を全然受けていませんでした。学校に行くようになり、中学３年のときに虫歯が１０本以上の口腔崩壊を経験。そこで、上下左右すべての奥歯の神経を取り、その影響で３０歳になった今でも奥歯の根元がうんでくるそうです。

また、背骨の異常で、２０代になって背骨が曲がってしまう側弯症と診断されたＫさん。この病気は小学校の健康診断にある項目です。Ｍさんは「学習は後から取り戻せる。だけど健康は取り戻せない。歯の神経を取ったり背骨が曲がったりは元に戻せない。不登

校の子が学校の健康診断の日に学校に行くというのはとてもハードルが高いが、早いうちに病気が見つかれば早く手が打てる」と言っています。

忠岡町でも学校で健康診断を受けられなかった場合、医師の協力もあり、学校外で校医へ行けば学校検診として位置づけられ、受けられる仕組みがあるのは本当にありがたいことです。しかし、不登校の場合は外に出ることが大変難しい。友達に見られたくないなど、校医へ行くことも確かにハードルが高いです。不登校の子は特に生活の乱れや肥満、口腔崩壊、骨格異常、生活習慣病などには早期発見、治療が大事です。児童虐待の発見の機会にもなります。

そこで、お聞きします。不登校の子にも受診のチャンスがあるんですけど、学校外で校医さんのところへ検診を受けに行っているのでしょうか。受診の実態はどうなのか、お知らせお願いします。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

大西理事。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、不登校の児童・生徒も含めまして、学校での健康診断が欠席などにより実施できなかった場合には、学校医のいる病院で家庭の負担なく同様の健康診断を実施できる旨、学校から当該児童・生徒を通して保護者にも伝えておりまして、受診を勧めております。

なお、かかりつけ医が学校医である場合はもちろん無料で受診することが可能ですが、学校医でない場合には家庭での負担が必要となります。不登校の児童・生徒の健康診断受診の状況についてですが、前提として申し上げますと、不登校も含め欠席日数が多い児童・生徒のうち、学校で実施する健康診断全てを受けられなかった児童・生徒というのはごくわずかでして、健康診断の項目ごとに数名ずつが学校で受診することができておりません。

学校から学校医のいる病院での受診勧奨をした児童・生徒のうち、健康診断を受けることができていない者は、健康診断項目ごとに小・中学校全体で１０名に満たないほどでございます。こうした児童・生徒においても、ほかの児童・生徒と同様に適切に健康診断を受診できるよう、適宜学校から受診勧奨することはもちろん、中には家庭から外に出ることが難しいケースも考えられることから、より丁寧に当該児童・生徒、保護者に対して働きかけてまいります。

以上でございます。

６番（高迫　照子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）
　高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
　ありがとうございました。では、校医には行けない、校医さんのところには行けないけど、かかりつけのお医者さんにだったら行けるとか言った場合、同じように公費で受診することはできるのでしょうか。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　大西理事。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
　先ほども申し上げましたとおり、現在かかりつけ医が学校医でない場合には、保護者負担で受診いただくことになってございます。ただ、学校での健康診断が実施できなかった場合ですね、学校以外で当該項目を受診した際の費用負担につきましては、近隣の状況等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。
　以上でございます。
６番（高迫　照子議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
　もしそうやって、かかりつけ医になら行けるという数が増えるんだったら、またぜひ検討してみてください。
　次の質問に行きます。
　不登校の保護者には、健康診断の案内などはきちんと届いているのでしょうか。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　大西理事。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
　議員お尋ねの不登校の子どもへの健診の案内についてですが、学校からの電話連絡や、手紙で確実に連絡が届くようにしております。
　以上でございます。
６番（高迫　照子議員）
　議長。

議長（前川　和也議長）
　高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
　いろいろ努力されているのは、ありがとうございます。不登校の子っていうのは怠け者でも親の甘やかしでもありません。心が折れて傷を負った状態なので、休息と回復が必要だと思います。温かく見守ってあげることが大事です。学齢期の子どもが漏れなく健康診断が受診できるように、全ての子どもの健康を支える仕組み、これが必要だと思いますので、よろしくお願いします。
　次に移ります。公民館の活性化についてです。
　公民館は社会教育法に基づき、地域のための学びと交流の拠点として位置づけられていて、法律上は住民の教養を高めること、健康の増進と情操を豊かにすること、生活文化を振興すること、地域の福祉を高めることなどが目的とされています。施政方針でも、これまで以上に住民の文化的な交流の場として、誰もが利用できる生涯学習の拠点施設となるよう活性化に取り組むために、運営手法なども含めて引き続き検討を進めていくとあります。
　先日も文化会館に行くと、ロビーでグループ展がされていました。中心メンバーの方がおっしゃるには、ロビーが広いからいい。そして、各教室の終わった方が必ず見てくださるのでうれしいですとのことでした。ロビーの使用はこの６月は広島の高校生による原爆の絵展、さらに次は絵の二人展などが予定されています。
　３月２７日、文化会館運営委員会が開催され、傍聴しましたが、教育部長、教育課長も参加されており、活発な議論がなされました。スポーツやヨガ、料理は参加者が集まりやすい、若い人の参加は土日夜となっている、日頃はシニア層の参加が多いなどの状況が出されました。
　そこで、質問に入ります。町内、あるいは他市からもロビーのいろんな展覧会には作品を見に来ておられますが、ちょっと休息できるように事務所前の空間に机と椅子があればと思いますが、いかがでしょうか。担当部長、お願いします。
教育部（柏原　憲一部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　柏原部長。
教育部（柏原　憲一部長）
　公民館が社会教育活動の場のみならず、地域住民が日常的に立ち寄り、相互交流や憩いの場として利用できる空間を有することは、地域コミュニティーの形成及び住民相互のつながりの醸成を図る観点からも意義あるものと認識しております。
　ロビー空間の活用につきましては、これまで施設全体の利用状況等を踏まえながら検討

を進めてまいりましたが、議員ご質問の椅子及び机の設置に関しましては、利用者の利便性や交流スペースとしての役割を考慮し、今月から改めて椅子及び机を配置しているところでございます。

引き続きロビー空間がより多くの方に親しまれ、気軽に立ち寄ることのできる場所となるよう、ロビーのあり方についても引き続き調査研究をしてまいります。

６番（高迫　照子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

高迫議員。

６番（高迫　照子議員）

ありがとうございました。あそこに「涼み処」って書いてあったので、私は夏だけで、あと涼みが終わったら撤収されるのかと思いましたが、ずっと置かれてるという状況です。ありがとうございます。

次の質問に移ります。活性化のために開館日を増やしてほしいと思うんです。４階の体育館でやっている運動系はいっぱいだと聞いています。近隣市町村でも２日も休館するところはないので、休館日を元に戻してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部（柏原　憲一部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原　憲一部長）

現在の週２日の休館体制を見直し、週１日の休館に戻した場合には、人件費や施設維持管理費等を含め、昨年度の調査研究からの試算では、年間約４３０万程度の追加経費が見込まれますが、開館機会の充実を図ることは、より多くの方々に文化会館へ親しみを持っていただき、利用につながる契機となるものと認識しております。文化会館運営委員会におきましても、そのようなご意見をいただいているところでございます。

引き続き利用状況や運営体制、財政負担等を総合的に勘案しながら、財政部局を初め関係部局とも調整しながら、開館に向け調査研究していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

６番（高迫　照子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

高迫議員。

６番（高迫　照子議員）

ありがとうございました。ちょっと立ち寄れる公民館ということ、どう活性化させてい

くのを考えるのも教育委員会のお仕事だと思いますので、よろしくお願いします。
　次に、文化会館には自習室があります。利用時間が大体決まっていて、中学生は日曜日１０時から１８時まで、高校生から一般は水・木・金・土の１８時から２０時４５分までと設定されていますが、実際の利用状況はどうなっているのでしょうか。
　また、先日、地下会議室で会議を、私も参加していましたら、たまたま隣の部屋の自習室から大きな笑い声が何度も聞こえてきました。騒いでいるのではありません。中学生もこうやって利用してるんだと思うんですけど、利用状況と、こんなときにどんなふうに対応されているのか、ご答弁よろしくお願いいたします。
教育部（柏原　憲一部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　柏原部長。
教育部（柏原　憲一部長）
　近年、近隣自治体におきましても、公民館や図書館等の公共施設を活用し、自主学習を行うことのできる環境整備を進められており、本町においても学習環境の確保や居場所づくりの観点から自習室を開設しているところでございます。
　高校生以上を対象とした１８時以降の利用につきましては、現状では利用者が比較的少ない状況ではございますが、日曜日やテスト期間中、長期休暇中の児童・生徒向けの開設時間帯につきましては、一定のご利用をいただいているところでございます。
　利用に当たりましては、受付で申請書を記入いただき、番号札をお渡しすることで、利用状況の把握と管理を行っております。
　また、利用上の注意事項を受付及び自習室内に掲示し、私語を慎み、静穏な学習環境を維持することや、スマートフォンの使用に関するルールを周知しているところであります。しかしながら、利用者が児童・生徒の時間帯に関しましては、時には会話や笑い声が聞こえることもあり、そのようなときには職員が必要に応じて注意を行うなど、学習環境の維持に努めているところでございます。
６番（高迫　照子議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
　ありがとうございます。そのときは中学生が８人ぐらいだったんですけど、楽しそうに帰って行ったんです。私が思うのは、彼らも公民館に何かを求めて来ている。小学生には児童館があるように、中高生にもふわっとした居場所が、公民館でそういう場所を検討できないのでしょうか。担当部長、よろしくお願いします。

教育部（柏原　憲一部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　柏原部長。
教育部（柏原　憲一部長）
　議員お示しの、子どもや若者が家や学校以外に、放課後や休日に安心して過ごすことのできる居場所づくりについては、 第３の居場所として、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活や学習習慣など、将来の自立に向けて必要とされる生きる力を育むことのできる環境づくりということからも、家庭や学校以外に安心して過ごすことのできる居場所づくりは重要な課題であると考えております。
　教育委員会といたしましては、施設や人材、予算面等の課題もあることから、子ども政策担当部局など庁内の関係部局とも情報共有、また連携等をしていきながら、より効果的な居場所づくりについて、先進事例等について様々な角度から調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
６番（高迫　照子議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
　ありがとうございました。全国では自治体やＮＰＯによる中高生代を対象とした居場所づくりが少しずつ広がっています。もちろんこども家庭庁が言うような居場所は、スタッフも含めて環境を整えなければなりません。心も体も伸びていく時期、揺らぎを抱える中学生です。居場所は信頼できる大人や仲間とつながれる場であり、自己肯定感や希望などが育まれていくところだと思います。学校でもない、家庭でもない、そんな場所があればと思いますので、今後ご検討をよろしくお願いいたします。
　次の質問に移ります。ごみの減量化についてお聞きします。
　ごみ処理は生活している全ての人に関わるもので、環境、資源、経済、社会の仕組み、人々の意識など広範な課題と密接に結びついています。実際には、地球温暖化の影響が様々な分野に影響してきている今日、持続可能な循環型社会の構築のため、ごみの排出を抑制し、適切な資源化を推進していくことが大事です。
　１９９０年頃、ごみが大量に増え、全国各地でごみの不法投棄、廃棄物の違法焼却などによるダイオキシン類などの有害物質による大気汚染や水質、土壌汚染など、環境破壊や健康被害が発生し、大きな社会問題となりました。
　それに対して、国や自治体は早急に解決する必要に迫られ、２０００年に資源循環基本法が国会で成立。これはごみ処理を環境資源問題として捉えるものです。３Ｒ、リデュー

ス、リユース、リサイクル。最近は４Ｒといって不要なものは最初から受け取らない、リフューズ、断るも入ってきて、焼却は最後にという基本原則で、資源環境へと大きな転換となっています。ごみ処理の基本的な考え方は、循環型社会形成に向け、今より環境を悪化させないことが自治体の役割だと思います。

第６次忠岡町総合計画を見ても、町内のごみ排出量は減少していると書かれています。１人１日当たり８２２グラム。これは全国平均より低いです。

そこで、担当部長にお聞きします。高齢化率が２９％。本町では独居の方も多く、高齢同士の家庭も多いです。話を聞くと、出来合いのおかずを買うことが多く、プラは多いが、台所ごみは少ししか出ない。週２回のごみ収集では一番小さな１０リットル袋でも余りが出る。１週間に２回出さないで、１回にまとめて出している。夏場は臭いもするので、台所ごみは冷蔵庫に入れて保管し、魚の下処理は冷凍庫へ入れて週１回まとめて出している。野菜の残りは干して肥料にしている。こんな話も聞きます。

近くの和泉市では５リットル､泉大津市では７．５リットルのようなワンサイズ小さなごみ袋がありますが、本町では小さなサイズの袋はいかがでしょうか。担当理事者の方、よろしくお願いします。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

本町では一般家庭ごみの排出に当たり、平成２０年度から有料化を開始し、有料の指定ごみ袋での排出をお願いしております。制度開始当初は４５リットル、３０リットル、２０リットルの３種類でございましたが、平成２６年度には少量排出の方のニーズを受けて１０リットルのサイズを追加した経過がございます。

今回、１０リットルより小さなサイズのご要望ということでございますが、小さいごみ袋で小分けに排出すると、使用するごみ袋の量は多くなり、収集や処理の効率に影響が出る可能性もございます。また、サイズが小さくなるほど製造単価は上昇する傾向にあり、作製費用が高騰してしまう可能性がございます。

また、現在のごみ袋販売数を見てみますと、４５リットルが最も多く購入されており、１０リットルが最も少ない現状にございます。このような点を総合的に勘案いたしまして、現状においては１０リットルより小さなサイズの作製は検討していないところでございます。

６番（高迫　照子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
今、一番売れてるのが４５リットルと聞いてちょっと驚いているんですけど、近所の町で袋の小売りのところに聞きますと、一番売れるのは１０リットル、２０リットルだと聞いております。５リットル要望のニーズもありますので、またよろしくお願いいたします。
次に、リサイクルについてお尋ねします。
１点目は、調理した後の天ぷら油についてです。総合計画に資源の再利用について周知啓発する必要があるとあるので、本町ではさらなるごみの減量化と資源化への推進がうたわれています。他市町村でもカーボンニュートラルや循環型社会に向けて、家庭から出る使用済み食用油の再資源化に取り組んでいます。回収方法はペットボトル方式や専用ボトル方式で、この油はバイオディーゼル燃料として、また航空燃料として使われています。日揮ホールディングス株式会社やコスモ石油などと協定を結んで進められています。
和泉市ではスーパーイズミヤ、イオン、コープなどが協力店の店頭に回収ボックスを置いています。油は下水に流すと排水管が詰まる、下水処理場の故障なども起こる、新聞紙や布で吸い取るとごみが増えるなどから、ペットボトルに入れて、しっかり蓋をして回収ボックスに入れるようになっております。廃食用油を資源として活用する取組は本町はいかがでしょうか。担当部長、担当理事の方、よろしくお願いいたします。
産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）
議長。
議長（前川　和也議長）
小倉次長。
産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）
ご質問の廃食用油の分別回収につきましては、廃棄され未活用となっていた廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料や持続可能な航空燃料の原料として活用するものでございまして、府下市町村においても令和６年度から増加が見られ、令和７年度では３１市町村において実施されております。
回収形態といたしましては、いずれも拠点回収であり、スーパーマーケット等に設置された回収ボックスで廃食油を集め、再生業者が回収を行うというものでございまして、行政は再生業者と連携協定を締結し、事業の周知を行うものとなっております。
現状、本町におきましては、再生業者からのヒアリングを通じて情報収集を行っており、事業実施の方向性を検討しているところでございます。
６番（高迫　照子議員）
議長。
議長（前川　和也議長）

高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
ぜひその方向でよろしくお願いいたします。
２点目はリサイクルの粗大ごみの件ですけど、最近クローズアップ現代でも紹介されました。粗大ごみだから燃やすのではなく、まだ使えるものはリユース業者と連携して商品として生かす取組です。不用品リユース業者と行政がごみの減量と循環型社会形成に向けて連携していくのです。そうすれば、自治体はごみ処分などの行政費用の削減、環境意識の向上、地域経済への貢献など、メリットだけでなくＳＤＧｓにもつながっていきます。
この近隣市では、和泉市、泉大津市、岸和田市、泉佐野市、熊取町など、多くの自治体がリユース業者と連携してリサイクルに取り組んでいます。
岸和田市では「粗大ごみだけど、新品です」と住民さんらが持ってきた不要な新品、例えば新しいタオル、贈答品の食器、新品のおもちゃ、机などを保管し、年一回展示して無料で分ける事業をしています。ごみとして燃やしてしまうものを資源として活用する。様々な費用の軽減になり、ごみが減る。この仕組みで不用品を再利用する取組、本町ではいかがでしょうか。よろしくお願いします。
産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）
議長。
議長（前川　和也議長）
小倉次長。
産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）
住民から排出される粗大ごみのリサイクル手法の一つとして、近年、地域の中で不要になったものを住民同士で譲り合うことを促す民間サービスを活用した取組が、近隣市を含め全国の自治体で広がっております。
これらのサービスは、月間約１，０００万人が利用する掲示板型のサービスで、自治体と連携することで、ごみの減量化や廃棄物処理費用の削減、さらにはＣＯ２排出量の削減といった効果が、民間事業者がホームページ等で公表している自治体連携の実績として報告されております。
自治体との連携方法といたしましては、主に３つの形式がございます。
１つ目は、住民が持ち込んだまだ使えるものをその場で譲渡するリユース拠点の設置で、大型家具や家電の再利用に効果が高い手法でございます。
２つ目は、自治体が回収した粗大ごみのうち、再利用可能なものを民間サービスに掲載し、住民へ譲渡する取組で、自治体が出品者となる方式でございます。
３つ目は、広報紙やホームページを通じて、捨てる前に譲るという選択肢を住民に周知するリユース啓発で、全国の自治体で最も多く取り入れられている方法でございます。
本町におきましては、これらの手法についても、現在、民間事業者からのヒアリングを

通じて情報収集を行っている段階でございまして、引き続き他市の事例や本町の規模に適した手法について調査を進めてまいります。

６番（高迫　照子議員）

　議長。

議長（前川　和也議長）

　高迫議員。

６番（高迫　照子議員）

　ぜひとも一歩進めてくださるようよろしくお願いします。

　次の質問に移ります。朝日新聞のアンケートで、「温暖化で気候変動していると思いますか」との質問に「はい」と答えた人が７３％もいました。かなりの人が何とかしなくてはと思っています。

　今までもホームページや広報紙のエコレポの欄に、ペットボトルやトレー、瓶の出し方などを紹介されてきました。さらに、分別したごみの行方を知ることも、ごみに対する意識づけになると思います。住民の中には「家庭ごみやその他プラと分別しても、最後は一緒に燃やしてるんちゃうか」と言う人もいます。ペットボトル、その他プラ、瓶などは集められてどうなっていくのかを知らせていくことも、分別の励みになると思います。

　広い世代へ循環型社会への意識高揚を図るため、自治会や地域住民の寄り合いなどへ出向き、ごみの減量や環境に関心を持ってもらうよう出前講座などをして啓発活動はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

　議長。

議長（前川　和也議長）

　小倉次長。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

　ごみの減量につきましては、排出者に減量意識を持っていただくことが重要でございます。減量意識の醸成につきましては、生ごみの水切り手法やその効果、食品ロスを減らすための方法等について、イラスト等を交え、町広報紙において周知啓発しております。

　また、ごみの減量化を推進することを目的として、日常の調理方法で生ごみを減らす方法を紹介するエコクッキングの取組を毎年実施しております。

　ご質問の出前講座につきましては、職員数も限られており、個別に講座等を開催することは難しいと考えております。

　一方で、一般家庭ごみにつきましては、１人当たりの排出量が平成２９年度以降一貫して減少しており、ひとえに住民皆様の減量意識によるところではございますが、これまで実施してきた周知啓発に起因するところもあろうかと思います。今後も減量意識の維持のため、引き続き広報紙等を通じ周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。
６番（高迫　照子議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
ごみの出前講座についてはちょっと難しいということでしたけど、また自治会なんかから要請があればよろしくお願いいたします。ごみの分別や捨て方は小さい頃からの意識づけが大事で、これは環境教育にもつながっていくと思います。ぜひ住民と一緒になってごみの減量化に取り組んでいただけるよう申し上げて、私の質問を終わります。
議長（前川　和也議長）
以上で、高迫照子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川　和也議長）
議事の都合により暫時休憩いたします。
１４時３５分から再開いたします。
（「午後２時２１分」休憩）

議長（前川　和也議長）
休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（「午後２時３５分」再開）
（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川　和也議長）
次に、田辺みき議員の発言を許します。
８番（田辺　みき議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
８番、田辺みきです。発言をお許しいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。
質問事項１、忠岡町内の道路を取り巻く水利環境について、順番にお伺いします。
１、道路と水利環境のメンテナンスについて。北出２丁目地区に発生している地盤沈下の原因と対応工事の予定についてお伺いします。

産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　ご質問いただきました北出２丁目地区の道路の一部へこんでる原因ですが、水道管の漏水、また地下水路、側面ですね、側面の一部が破損により、地中の路盤が空洞化になったものが考えられます。
　こちらの現場の対応としましては、５月２８日に水道管の漏水工事、また水路側の壁の補修を行い、復旧工事を行っております。
　以上でございます。
８番（田辺　みき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
　ご答弁ありがとうございます。既にしっかりと対応していただいたということで、ありがとうございます。
　今回は、道路の維持、補修についてお聞きしたいのですが、まず本町の管理道路はどれくらいあるのでしょうか。また、過去３年間に道路の舗装工事を行っておりますが、各年度どれぐらいの工事を行っておられるのか。また、今年度につきましても可能な範囲でお教えください。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　町道路認定路線は２９０路線ございます。総延長５万２，４３５．６２メートル、約５２．４キロメートルとなっております。また、町内には、そのほかに法定外公共物となる里道や府道、また国道も存在しております。
　続いて、過去３年間の道路舗装の発注実績ですが、令和５年度、８８６メートル、工事費用３，０１９万円。令和６年度、５８５メートル、工事費用３，００１万５，０００円。令和７年度、４４０メートル、工事費用３，３６１万円となっております。
　今年度といたしましては、忠岡４１号線、忠岡北３丁目付近ですが、約１０５メートルの舗装の打ち替えを予定しております。また、今後につきましては、今年度の路面性状調

査を実施し、その結果を基に優先順位をつけ、修繕していく予定でございます。
　以上でございます。
８番（田辺　みき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
　ご答弁ありがとうございます。狭隘な忠岡町で、たくさんの道路や国道、府道、町道などいろいろな管理道路があることが分かりました。こうした道路も全て良好な状態とは言えないものもあると思います。
　例えば、先ほどご質問させていただいた現場のように、くぼみや道路上に穴が空いている。経年劣化による舗装の状態が悪いところなど様々な状態があります。このようなことになるには、いろいろな原因があると考えられますが、どのようなことで起きるのかを教えてください。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　道路のくぼみや舗装状態が悪くなるには、様々な原因がございます。例えば、地中では水道管の漏水や、水路などが経年劣化により破損し、長期間漏水があると地中が空洞となる場合がございます。また、舗装は気候による作用、交通荷重の作用に経年劣化が加わり、ひび割れやポットホールが発生します。
　以上でございます。
８番（田辺　みき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
　ありがとうございます。いろいろな原因で道路が傷むことが分かりました。
　それでは、２つ目の質問に移ります。上水道などの漏水等のトラブル発生に際して、住民より通報がなされた場合の対応として、受付から対応完了までの手順、住民への周知の在り方についてお伺いします。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。

議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　本町の水道については、大阪広域水道企業団が水道事業を行っておりますが、企業団に問い合わせたところについてお答えさせていただきます。
　まず、住民の皆さんが漏水を発見した場合は、役場の開庁時間と閉庁時間とでは連絡先が異なります。開庁時は水道企業団忠岡センターへ連絡していただき、閉庁時は役場の中央監視室へご連絡をお願いします。
　漏水の発生している場所によりますが、センター職員が現地を確認し、漏水修理の対応となることとなります。漏水により道路上の陥没等が発生した場合、水道企業団と忠岡町が修理方法や修理箇所の協議を行い、対応してまいります。
　また、道路管理者であるまちづくり課に、住民様から道路に関しての通報を頂いた場合につきましては、住所、氏名、電話番号と、通報現場の状況をできるだけ詳しくお伝えいただきますと、対応後に完了のご連絡を必要に応じてさせていただきます。そのようになっています。
　以上でございます。
８番（田辺　みき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
　丁寧にご答弁ありがとうございます。漏水も、場所、発見時間帯によって対応が変わることや、通報された住民への周知の在り方についても分かりました。公共性の観点から、通報者のみならず自治会単位、町単位、町全体として共有したほうがいいと判断される事案につきましては、周知していただくとよいと思わせていただきました。引き続き企業団と連携を図り対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。
　続いて、３番目の質問に移ります。道路と水利環境は所轄が複合的に成り立っています。住民が安心・安全に生活し、利用することができるためにも、チェック体制、連携体制はどのようになっているのかをお伺いします。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　道路内の地中にはたくさんの埋設物が存在します。水道管、下水道管、ガス管など、ま

た水路なども存在します。例えば、埋設工事を行うときには、道路管理者の許可が必要となっていることから、他業種の方々と連携を密に取り、地下埋設物の管理、道路維持補修に努めてまいります。

以上でございます。

８番（田辺　みき議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

田辺議員。

８番（田辺　みき議員）

ありがとうございます。これまでのご答弁で、道路にもいろいろあり、また地中の埋設物のうち、例えば水道管の漏水や水路などが経年劣化により破損し、長期間漏水があると、地中で空洞となる場合や、道路の舗装も気候による作用、交通荷重の作用に経年劣化が加わり、ひび割れやポットホールが発生するなど、よく分かりました。

このような中、今後、忠岡町の道路管理はどのように行っていかれるのかをお伺いします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

現在、本町の道路管理は、事後保全に努めています。今年度、幹線道路を中心に路面性状調査を実施し、その結果を検証することにより、道路維持補修の計画を立て、工事発注を行い、系統保全に努めてまいります。また、引き続き緊急を伴う道路破損については、現地を確認した上で、地下埋設者と連携を図り適切に対応してまいります。

今後も調査、点検を継続し、劣化状況や危険度などを適切に把握し、予算面や人事面も含め他事業とバランスを考慮しながら、効率的かつ効果的な道路維持に努めてまいります。

以上でございます。

８番（田辺　みき議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

田辺議員。

８番（田辺　みき議員）

ご答弁ありがとうございました。それでは、次の質問に移ります。

２番、大阪広域水道企業団に加入することのメリット、デメリットについて、２点質問

させていただきます。
　１つ目です。現在検討中ではありますが、水道料金は諸般の事情により値上げは回避できない見込みであります。大阪府広域水道企業団に加入の折の水道料金シミュレーションを前倒しで値上げすることを住民に周知される予定と方法についてお伺いします。
町長公室（立花　武彦公室長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
　まず、水道料金の値上げにつきましては、今年１月から４月にかけて大阪広域水道企業団から北出配水場の今後の施設整備計画等の説明を受けた中で、将来の水道料金の在り方も検討課題である旨が説明されたところでございます。現時点では、来年４月以降に企業団から町及び町議会に説明がなされた後、専門部会が設置され、具体的な検討に入っていくと説明を受けております。
　住民への周知につきましては、専門部会設置後に、企業団による住民説明会や広報、ホームページ等を活用し周知していくこととなりますが、具体的なスケジュールなどは現時点では未定となっております。
８番（田辺　みき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
　ご答弁ありがとうございます。現時点での見通しについて分かりました。
　それでは、２つ目の質問に移ります。大阪広域水道企業団に参加するメリットとデメリットについて、改めて住民目線でのお考えをお伺いします。
町長公室（立花　武彦公室長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
　まず、企業団との水道事業統合のメリットについてでございますが、最大のメリットとして挙げられるのは、水道事業の経営基盤と技術力の強化でございます。本町の水道施設は老朽化が進んでいたため、計画的な更新や耐震化には多額の費用が必要になること、また将来的な人口減少による料金収入の減少も避けられない状況であったため、企業団と統合することでスケールメリットを生かした施設の効率的な運営や資機材の共同購入、大規

模な施設投資の費用負担の平準化が可能となり、経営の効率化と財政基盤の安定化が図られること。

さらに重要な点として、専門的な技術職員の確保と技術継承の課題解決がございます。本町におきましても、企業団との統合前は、水道事業を支える専門技術職員の高齢化が進み、人材確保が大変困難な状況に直面しておりました。統合により高度な専門知識を持った職員が効率的に配置され、質の高い技術サービスを継続的に提供できる体制が構築されますので、高度な施設管理の向上につながるというメリットがございました。

次に、デメリットについて最も懸念されるのは、意思決定についてでございますが、企業団では料金改定などの重要な意思決定は、首長会議での審議を経て、企業団議会において議決が必要となります。料金改定などの重要な議案が提案される年度は、企業団議会において当該団体に優先的に議席が配分されることとなっておりますが、想定より早く人口減少が進んでいる状況の中、今後ますます水道事業を取り巻く状況が厳しくなることが想定されることから、長期的な目線で安定した水道供給を確保するため、議席の配分については、重要な議案が提案される年度だけでなく恒常的に統合団体１団体１議席の配分としていただくよう、忠岡町として強く要望しているところでございます。

水道事業については、将来にわたって安全で安心な水を安定的に供給し続けるという重要な使命を担っております。特に技術職員の枯渇という差し迫った課題を解決し、持続可能な事業運営を実現するためには、広域化が有効な選択肢の１つであったと認識しているところでございます。

８番（田辺　みき議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

田辺議員。

８番（田辺　みき議員）

ご答弁ありがとうございました。持続可能な水道事業のために水道企業団に加入した経緯を踏まえ、改めてメリットとデメリットについて理解いたしました。私自身も引き続き注視してまいります。

それでは、質問事項の２つ目として、子ども・子育て支援金による住民負担増の問題と子ども政策の適正化についてお尋ねいたします。

令和８年度４月より子ども・子育て支援金の徴収が始まりました。国民健康保険等の公的医療保険に上乗せして徴収される子ども・子育て支援金について、制度の概要、被保険者の負担増など、負担増はどの程度になるのでしょうか。その負担増について、住民への丁寧な説明が必要です。物価高等が家計を直撃しており、さらに住民負担を強いる本制度について、本町としてのその妥当性をどのように住民に説明されるのかをお伺いします。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

議長。
議長（前川　和也議長）
大谷次長。
健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）
子ども・子育て支援金につきましては、令和５年の１２月２２日に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き、共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て施策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるために、子ども・子育て支援金制度が創設されました。
子ども・子育て支援金は、加速化プランにおける少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体で子育て世帯を支える新しい分かち合い、連携の仕組みとしまして、令和８年度より医療保険の保険料と併せて徴収が行われております。
保険料負担についてでありますが、令和８年度から段階的に導入されることから、被用者保険を含む全制度での１人当たり平均負担月額は、令和８年度で約２５０円、令和９年度で約３５０円、令和１０年度で約４５０円と推計されており、この中で国民健康保険の１人当たりの平均負担月額は、令和８年度で約２５０円、令和９年度で約３００円、令和１０年度で約４００円。後期高齢者医療制度の１人当たり平均負担月額は、令和８年度で約２００円、令和９年度で約２５０円、令和１０年度で約３５０円と推計されております。
国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者に対する子ども・子育て支援金制度の周知につきましては、町の広報紙やホームページに掲載のほか、６月、７月に発送する保険料の納付通知書等にもパンフレットを同封いたします。
物価高が叫ばれる昨今でございますが、子ども・子育て支援金制度が開始される目的をきちんと説明を行い、理解をしていただくように努めてまいります。
８番（田辺　みき議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
ご答弁ありがとうございます。制度の概要、負担額、住民への説明の在り方について分かりました。
追加質問です。現時点での住民、被保険者から町に対してのどのようなお声が寄せられているのかを教えてください。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　大谷次長。
健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）
　現時点ではですね、特にそういった質問等はございません。ただ、６月、今月でございますが、国民健康保険、７月には後期高齢者医療の保険料の決定通知書をそれぞれ発送いたしますので、その発送後、問合せが増えるのではなかろうかというふうには想定しております。
８番（田辺　みき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
　ありがとうございます。
　続けてお伺いします。この制度は、子どもの有無に関係なく公的医療保険の加入者全体から広く徴収される仕組みであることから、いわゆる独身税ではないかとの批判も出ています。もちろん独身税という表現は正式名称ではありませんが、問題なのは言葉そのものではなく制度の構造です。つまり、給付は主として子育て世帯に集中する一方で、負担は独身者や若年層にも広く課されるという構造そのものに不公平感を抱く住民が少なからずいるということなのです。
　そこで、子ども・子育て支援金の妥当性について、是枝町長、どのようなお考えをお持ちであるかをお伺いします。
町長（是枝　綾子町長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　町長。
町長（是枝　綾子町長）
　忠岡町でも子どもが減少しており、忠岡町の将来を担う子どもたちの子育て世代の支援策の拡充は重要な課題であります。本来、子育て支援の拡充などの財源は、国が集めた税金、予算で賄うものであると考えております。しかし、このたび国のほうでは、保険料に上乗せ徴収する形で子ども・子育て支援金制度を創設されました。子ども・子育て支援金により拡充される支給を受け取るのは子育て世代でありますが、それにより育った子どもたちは、将来、社会を支える担い手となります。未来社会のために独身者や高齢者の方も含む全世代で子ども・子育て支援金を拠出していただくという制度になっております。国

の制度として実施するものというふうに考えております。
　以上です。
８番（田辺　みき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
　町長、ご答弁ありがとうございます。制度の構造に対して不公平感を抱く住民が存在するということのご認識と、制度の妥当性についての明確な見解を伺うには至らなかったと思います。
　特に問題なのは、月数百円程度だから負担は少ない、小さいという意見です。しかし、若年層にとって重要なのは、単純な金額の大小だけではありません。ぎりぎりの生活の中で手取りが減ることによって、自己投資を控える、結婚を先送りする、出産を諦めるといった行動変化が積み重なる可能性があると考えます。
　それでは、２番目の質問に移ります。本町の子ども・子育て関連事業について、事業の総数及び総事業費はどうなっていますでしょうか。また、財源内訳はどうなっていますでしょうか。そのうち法令に基づく義務的な事業を除いた町単独事業、団体への補助事業等を含みますその数及び事業費についてお伺いします。併せて、主としてどのような成果を目的としているのかをお伺いします。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　二重部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　まず、本町の子どもの数についてお示ししたいと思います。まず、０歳から６歳児までの人数ですが、令和５年度末の７４１人から令和６年度末には７２１人となり、２０人減少しております。また、１８歳以下では、２，４６１人から２，３８０人となり、８１人減少しております。
　一方で、令和５年度と令和６年度を比較しますと、児童関連経費は増加しております。これは子どもの人数が増加したことではなく、子育て世帯への支援を充実させるための施策を拡充していることが主な要因でございます。
　令和６年度のこども課関連事業費の決算額は約１３億３，０００万円であり、主な事業としましては、児童発達支援事業、認定こども園運営事業、児童手当給付事業などがございます。これら事業の財源内訳につきましては、国庫支出金が約４億７，４００万円、府支出金が約２億４，６００万円、その他の財源が約４，６００万円となり、残りの約５億

６，６００万円が一般財源相当額となっております。令和５年度と比較しますと、事業費全体では約１億４，８００万円ほど増加しておりますが、特定財源も増加していることから、一般財源相当額としましては約２，３００万円の増加となっております。

また、本町独自の主な事業としましては、１８歳までの子ども医療費助成事業、就学前施設給食費無償化事業、障がい児通園施設運営補助事業、保育士確保のための保育士応援給付事業などを実施しております。これらの事業につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減や、安心して子育てできる環境整備を目的に実施しております。

最後に、議員お尋ねの成果と目的ということでございますが、本町の子育て施策は単に出生数の増加のみを目的とするものではなくて、子育て世帯が安心して子どもを産み、育てられる環境を整備することを目的としております。そのため、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援サービスの充実、保育環境の整備、相談支援体制の充実などに取り組んでいるところでございます。

今後も事業効果や財政状況などを踏まえながら、子どもと子育て家庭に寄り添った支援の充実に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

８番（田辺　みき議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

田辺議員。

８番（田辺　みき議員）

ご答弁ありがとうございます。

続きまして、令和７年度、令和８年度で新たな事業があると思いますが、具体的に教えてください。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

令和７年度におきましては、新たな子育て支援施策としまして、第２子保育料無償化や公立園に理学療法士や言語聴覚士を派遣する保育強化事業を実施しております。また、令和８年度におきましては、４月からこども誰でも通園制度を開始し、こども園等に通っていない未就園児が保育サービスを利用できる環境を整備しております。さらに、５月にはこどもスマイルセンターを開設、６月にはファミリーサポートセンター事業を開始するなど、さらなる子育て支援体制の充実を図っております。

引き続き既存事業の効果検証を行いながら、多様化する子育て家庭のニーズや国の制度改正などを踏まえ、必要な施策を検討し、子どもと子育て家庭が安心して暮らせる環境づ

くりに努めてまいりますので、よろしくお願いします。
８番（田辺　みき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
　ありがとうございます。これまでの取組内容や令和７年度以降の新たな取組については理解いたしました。
　一方で、本町では子どもの人数が減少している状況が続いております。子育て支援の充実は重要であると考えますが、こうした施策が最終的に出生率の向上や子どもの増加につながることも期待されるところです。そこで、本町として出生率の向上について具体的にどのように考えておられるのか、町長、お示しください。
町長（是枝　綾子町長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　町長。
町長（是枝　綾子町長）
　出生率の向上は重要な課題であると認識しております。しかしながら、出生率は、経済状況や雇用環境、結婚、出産に対する価値観の変化など様々な要因が複合的に影響するものであり、自治体の施策のみで大きく左右できるものではないと考えております。
　本町といたしましては、出生数の増加のみを目的とするのではなく、子育て家庭が孤立することなく安心して子どもを産み育てられる環境を整えることが重要であると考えております。
　今後も子どもと子育て家庭に寄り添った支援の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。
８番（田辺　みき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　田辺議員。
８番（田辺　みき議員）
　ご答弁ありがとうございます。
　それでは、３番目の質問に移ります。政策の適正化と財政健全化を進めるために、各事業について事業の見直しや廃止を行っているのか。忠岡町の単独事業について、その財源を税や社会保険料などの住民負担の軽減に充てるべきとも考えますが、お考えをお聞かせください。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（前川　和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

ご質問の政策の適正化と財政健全化を進めるために、各事業について事業の見直しや廃止を行っているのかについて、お答えいたします。

本町におきましては、これまで第２次財政健全化計画や忠岡町未来計画に基づき、町単独事業の廃止や見直しを実施してきた経緯がございます。その後、新たな財政健全化計画による事業見直しなどは実施しておりませんが、毎年度、予算編成の折衝の際には、各事業を逐一精査し、効果の薄い事業については廃止、縮小、再構築などを促しているところでございます。

さらに、令和８年度より、新規事業については毎年度、事業評価を実施し、最大３年スパンで効果検証を行っていく仕組みを構築いたしました。この仕組みにより、検証結果を基に必要に応じて事業の継続、廃止、または改善の判断を進めることで、効率的で効果的な事業運営を目指してまいります。

次に、忠岡町の単独事業について、その財源を税や社会保険料などの住民負担の軽減に充てるべきとのご質問についてお答えいたします。

先ほどご答弁いたしましたとおり、町の一般財源を費やした単独事業は限られている状況でございますので、現時点において住民負担の軽減を目的とする特段の独自施策を計画している状況にはございません。

ただ、今年度につきましては、現在、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民の皆様の負担軽減を図りつつ、町内経済の循環を促す施策として、町民１人につき５，０００円の忠岡町地域振興券を配布しているところでございます。この施策は、物価高騰による住民の皆様の負担を軽減するとともに、町内の消費活動の活性化につながるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

８番（田辺　みき議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

田辺議員。

８番（田辺　みき議員）

ご答弁ありがとうございました。財政健全化計画や忠岡町未来計画に基づく町単独事業の見直し、廃止を行った実績と、新規事業については一定のスパンで効果検証し、精査して見直していくなど理解いたしました。

最後になりますが、私は子どもや子育て支援の重要性そのものを否定するつもりはござ

いません。しかし、現在は制度を増やし、負担を増やし、行政による再分配を拡大し続ける方向へ政治全体が進み過ぎているのではないかと感じています。

実際、少子化対策予算は３０年以上にわたり拡大され続けてきました。しかし、かえって出生数は減少し、婚姻も減少し続け、若い世代の生活も厳しさを増しています。少子化対策の始まった１９９４年（平成６年）の出生数は１２３．８万人でしたが、２０２４年（令和６年）には６８．６万人へと減少し、合計特殊出生率も１．５０から１．１５へ低下しています。むしろ重要なのは、過度な税、社会保険料負担を抑え、若い世代の手取りを増やし、住民自身が自由に所得を使え、結婚、出産を含めた人生を設計できる余地を広げることではないでしょうか。

ここで言う自由とは、単に自由に使えるお金があるという話だけではありません。現代ではお金は様々な選択の基礎になります。自由に使える所得は、自分で学び、自分で挑戦し、自分で家庭を築き、自分で人生を選択するための土台であります。

一方で、まず取って、その後に配る構造が拡大すれば、住民の生活は次第に行政による給付や制度へ依存を高めていきます。給付には、対象条件、所得制限、申請、制度変更などが伴い、最終的には何をすれば支給を受けられるのかという形で、人々の行動や選択そのものが制度の在り方に左右されやすくなります。それが行き過ぎれば、住民が自らの判断と責任で人生を選択できる余地そのものを狭めかねないと思っています。

過度な再分配によって、まず取って、その後に配る構造が拡大し続ければ、行政依存が強まり、社会全体の活力や自立性を弱め、社会そのものの持続可能性を損なってしまう危険もあります。だからこそ必要なのは、何でも支援しようとする政治ではなく、本当に必要なものへ重点化し、不要、低効果な事業は見直し、できる限り住民負担を抑える政治だと考えています。

私は、小さな政府、安い税金、つまり必要以上に取らず、住民がみずから選択できる余地を広げる政治にこそ、結果として若い世代や子育て世代、そして地域、社会全体を支える道であるのではないかと申し上げ、本質問を終わります。ありがとうございました。

議長（前川　和也議長）

以上で、田辺議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川　和也議長）

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会をしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議員）

ご異議がございませんでしたので、本日はこれにて延会をすることに決定をいたしました。

次回の会議は、明日６月１０日、水曜日の午前１０時より開きます。お疲れさまでした。

（「午後３時１２分」延会）